

## 第2回定例会議事日程（第3号）

### 第1 一般質問

福田道代君

#### 1. 川内原発の再稼働について

- (1) 5月29日に県の避難時間のシミュレーションが発表された。30km圏内で最長28時間45分となっている。これで本当に避難できるのか見解を求める。
- (2) 現在は避難先として、鹿児島市、枕崎市、南九州市、指宿市などが予定されているが、秋から春にかけて風下となる地域である。複数の避難経路が必要と思うが見解を求める。
- (3) 要援護者や保育園、幼稚園、小中学校、高等学校などの子どもたちを避難させるバスや運転手は確保できているのか見解を求める。
- (4) 大飯原発3、4号機の再稼働差し止め判決については、「原発の安全神話」に対する司法による峻烈な断罪の判決内容となっている。原発は本質的に危険なものと判断されたが、市長はどのように考えるのか伺う。

#### 2. 小中学校の教室へのエアコン設置について

地球温暖化による環境悪化、降灰、PM2.5、黄砂などから子どもたちの健康を守るためにも、太陽光によるエアコンの設置は考えられないか。

中里純人君

#### 1. 喫煙環境の整備について

たばこ税収のある立場として、喫煙者への配慮が必要である。庁舎外喫煙所の整備について伺う。

#### 2. 医療費削減と介護保険について

- (1) 医療費削減についての取り組み
  - ・現状と対策について伺う。
- (2) 介護保険第5期の検証について伺う。
- (3) 介護保険第6期事業計画について、県下一高い保険料がどうなるのか伺う。

東 育代君

#### 1. 観音ヶ池の通年活用について

- (1) 利活用の現状について伺う。
- (2) 既存の施設（交流センター・ログハウス）を活用し、自然体験の森として、年間を通して利用したらどうか。

#### 2. 在宅での福祉サービスの充実について

医療費や介護保険料の抑制に在宅での介護や看護を推進しているが、福祉サービスの現状と今後の対策について伺う。

福田清宏君

#### 1. 特定健康診査について

- (1) 特定健診受診率向上のために、特定健診対象者名簿の情報共有が成されるべきだ

と思うが、如何か伺う。

(2) 健康づくり事業交付金交付要領について伺う。

①交付対象者に、自治公民館を加え、交付基準も見直すべきではないかと考えるが、如何か伺う。

2. 消防行政について

(1) 消防署仮眠室の改修計画の有無について伺う。

(2) 消防署職員の定数と充足率について伺う。

(3) 消防署と分遣所の勤務体制について伺う。

(4) 市来分遣所の存廃について伺う。

3. 公園整備について

(1) 西薩公園の便所の現状について伺う。

①便所の建設とその時期について伺う。

(2) かもめ公園と西薩公園の夜間照明設置について伺う。

4. 体育施設について

(1) 多目的グラウンドのフィールド内芝生の効用について伺う。

①芝生内の地面の状況は、多目的に各種の競技がなされる為に、荒れている。グラウンド整備の観点からの考え方について伺う。

②芝生をグラウンドの周辺に移植しては如何か伺う。

5. 文化祭等について

(1) 文化祭の案内の意味も込めて、プログラムを各家庭に配布できないか伺う。

(2) 文化祭の出演団体(者)の予行演習に対しての配慮は、十分に成されているか伺う。

(3) 柳原白蓮の歌碑について伺う。

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	深山龍朗君
副 市	長	石田信一君	まちづくり防災課長	久木野親志君
教 育	長	有村孝君	健康増進課長	所崎重夫君
総 務 課	長	中屋謙治君	福祉課長	東浩二君
政 策 課	長	田中和幸君	学校教育課長	有馬勝広君
財 政 課	長	満菌健士郎君	土木課長	平石英明君
教 委 総 務 課	長	臼井喜宣君	都市計画課長	田代茂穂君
市 来 支 所	長	逆瀬川正君	農 政 課 長	末吉浩二君

△開 議

**○議長（下迫田良信君）** これから本日の会議を開きます。

△一般質問

**○議長（下迫田良信君）** 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

**○3番（福田道代君）** おはようございます。

私は日本共産党を代表して、さきに通告した問題について質問をいたします。

福島的第一原発事故から3年が経過しましたが、事故は収束するどころか放射線の汚染水が漏れて、ますます深刻化しています。福島では13万人を超える方々が県内外に避難し、先の見えない生活を強いられています。

しかし、安倍政権は福島の原発事故がなかったかのように、原発を重要なベースロード電源と位置づけてエネルギー基本計画を閣議決定しました。そして、全国のとまっている原発の再稼働の突破口として川内原発の1、2号機を今年の夏にも再稼働をと伝えられる中、国民や県民、市民の怒りが大きく広がっています。

川内原発は、活断層や火砕流、近接する多くの噴煙を上げる火山の問題、特に火山の問題では今朝の南日本新聞をざらんになったと思いますが、1面で「原発揺るがす巨大噴火」の活字が躍り、さらに特集記事も組まれておりました。机上の空論、成り立たない避難計画など、およそ再稼働に進むことのできない問題が山積みとなっています。

御承知のとおり、5月21日、福井地方裁判所は憲法が保障する人格権に基づく住民が求めた大飯原発再稼働の差し止め請求を認める画期的な判断を下しました。

そこで、最初に川内原発の再稼働についてお伺い

をいたします。

5月29日に、県が避難計画のシミュレーションを発表いたしました。南日本新聞の30日付にも掲載されておりますが、30キロ圏内で最長28時間45分で避難ができるとなっておりますが、これで本当に避難ができるのか。市長の見解を求めます。

これで、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** おはようございます。

福田道代議員の御質問にお答えをいたします。

県のシミュレーション結果では、避難住民が30キロメートル圏を抜ける時間が最長28時間45分と示されておりますが、これは避難者一人ひとりに要する時間ではなく、P A Zに避難指示が出てからU P Zの避難が90%完了するまでの総時間であり、本市を含むU P Zの住民避難にかかる総時間はおよそ13時間と推定をされております。

また、今回のシミュレーションには反映されておりませんが、本市においては日置広域農道を利用すること、南さつま市加世田から避難経路を細分化したこと、南九州西回り自動車道、指宿スカイラインが避難道路として利用できるようになったことなどから、避難時間は県が示す最大時間より大幅に短縮されるのではないかと考えております。

**○3番（福田道代君）** 今の市長の答弁なんですけれども、このシミュレーション、南さつまとか南九州の道路も利用できるということですが、実際に避難をしていくに当たってシミュレーションが出されておりましたけれども、そのシミュレーションというのはやはり要援護者が抜きになったシミュレーションとなっているんじゃないかと思えますし、それと災害時における複合的な災害、例えば地震が起こったときに津波とか液状化現象とか、そういう内容も含まれていないということが指摘されている問題だと思います。

そして今、それこそ指宿スカイラインの一部を多分通って谷山のほうにおけるコースだというふうに思っているんですけれども、指宿スカイラインは去年の6月、梅雨の後に土砂崩れがあって、そして2カ所が工事中でした。そして1カ所は一応改修され

ただ、また今もう1カ所の工事が始まっているということも私は指宿スカイラインのほうから聞いておりますし、実際に私自身が1月の末に、指宿に私自身避難することになっておりますので、指宿に走ってまいりました。それは270号線を抜けて走ったんですけれども、何にも渋滞がない中で、私も結構スピードは出すんですけれども、1時間45分かかりました。帰りが雨になったんですね。雨になって、指宿スカイラインのコースを走ったときに霧が出て、そしてその霧で結局道路の白線もわからない状況になって、そしてそれで2時間45分かかって帰ってまいりました。

霧が出るというところも、山の中でそういう状態もつかんでまいりましたけれども、やはりこのように、実際避難計画をするに当たってもそうですけれども、私の経験から申しますと、阪神・淡路大震災を18年前に経験したんですけれども、そのときは道路に家屋が倒れる。神戸は特に高層ビルがあるんですけれども、倒れて道路が使えない状況が出てくるんですね。そして、今確かに市長も言われましたけれども、幾つかの農道も通るといことなんですけど、ずっとこの計画を見ておりましたら、3号線と270号線をほとんど使っていくというような状況で、そこに一斉に集中していく。ましてそういう5キロ圏内が終わって10キロから30キロの避難というのは、とてもじゃないけれども、福島の実状を見たときに誰もがもう知っていますよね。過酷事故、放射能を浴びる事故だということで一斉に逃げ出すと思うんですね。そのような点についてはいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** これは、まずあってはならないことなんですけれども、そういう非常事態になった際は指揮命令と申しますか、そういうことがしっかり系統立って行われなければならないと思っております。それは県が携わり、あるいは警察が携わり、交通関係の皆さん、ありとあらゆる情報を集めながら、避難経路について、その進め方を適切に、スピーディーにやっぱり判断をして指示がなされなければいけないと思っております。

また、同時に大事なことは、風向きの問題もあります。それから混雑等の問題も含めながら、的確な

指示がなされなければならないし、なされるべきものと思っております。こういう非常事態になったら、さっき申し上げましたとおり、県、警察、交通機関等々、総力を挙げてできるだけ速やかに、そして安全に避難ができるような形がとられるべきだと思っております。

**○3番（福田道代君）** 市長も前回、私が3月にこの避難計画の問題で質問をいたしましたときに、やはり県と一体になって計画を進めていくというようなことも話されておりました。そして、そのときに要援護者の人たちの数も出されているんですけれども、この要援護者は、言ったら今回の県が最近出したシミュレーションの中では全く抜かれている、この人たちは置き去りにされるというような状況になるんじゃないかなと私は懸念しているんですけれども。

と申しますのも、県の出した資料の中で、いちき串木野には医療機関が17あって602人がいて、そして14の介護施設、保健施設があって556人がいて、そして障害福祉施設が二つあって、その中で入所定員が29名と。児童養護施設も16あって585人が入所している。そのときに市長はバスを予定をして、言ったら自分の自家用車とバスで対応して避難をというようなこと言われたと思うんですけれども、今回の中では全くバス、そういう公共交通機関は使用しないで、シミュレーションは4人乗りの車で走った結果、このような時間となっているということが出されているんですけれども、その問題についてはいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 今お述べになられましたとおり、非常に心配される、配慮すべきは、やはり要配慮者に対してどのように的確にスピーディーにその指示をするかということだと思っております。この要配慮者等の避難に当たりましては、県を通して、県バス協会、自衛隊、警察車、警察などの車両確保を依頼することになっております。要は、大事なことは、その判断を受け、指示命令系統というのでしっかりスピーディーに伝達をすることが一番大事だと思っております。

そういったことで、あってはならないですが、的

確な避難に対する行動をとるように指示がなされるべきというふうに思っているところであります。

**○3番（福田道代君）** 今からといいますか、県のバス協会の協力を得たり、警察の協力を得たりして、そこは確保していくというような市長の答弁だったと思うんですけども、このような数が実際にあるかということ、それとそのような介護者を乗せるバスというのは一体どのようなバスになるか。バスとか運送、運搬するのはどのようなものを使うのかというようなことも相当いろんな問題点として考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。

やはり、ここの中で、さっきもおっしゃいましたが、本当に指揮命令系統があってスピーディーに避難をさせなきゃいけない。というのは、やはり被曝量が少しでも少なく市民に対してしていくと、市長はそのように考えておられるんだと思います。そういうことがやはり市長としての市民の命を守っていくというところでの責務と私は思っておりますけれども、放射能物質がいつ、どれだけ排出されたかということも福島の中では具体的な報道がなくて、たくさんの人たちがやはり、飯舘村も含めて放射能を受けて、そして甲状腺の病気になってらっしゃる方が相当数、60名ぐらいはいらっしゃるというようなこともお聞きしております。

だから、このようなこと、結果的には本当に今避難計画が具体的に受け入れられるかというようなことも今日も新聞に出ておりましたけれども、避難をする側はそここのところに、例えば私たちは鹿児島とかそういうところに避難をするわけですけど、そこの人たちは具体的に受け入れ態勢は十分整ってないし、自分たち逃げてくる、言ったらそこに避難をする人たちの市町の責任であると、ほとんどの市町がそういうふうに答えていらっしゃるんですけども、これは今の現状です。

それから、もうちょっとすり合わせをするような状況はあるという答弁もありましたけれども、こんなふうに逃げる側も、受け入れる側も対応できないような今の避難計画というのは、やはりこの鹿児島のシミュレーションが余りにもひどいというような

こと、19通りの避難の具体的な内容しかつくりたくない、そこにも大きな問題があるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりについて、市長もきょうは同僚議員に対しまして、いろんな問題が出たら、その都度やはり県に反映をしていくということはおっしゃっておられますので、やはり今私たちが再稼働するに当たって、本当に真剣に考えなければいけないのは、避難ができる状況が本当につくれるのかと。というのは、いまですね、防災計画の今度、皆さんに説明会の中で提出をされるということにもなっておりますけれども、その中で私が見たところ、これにまた市長はきょうは具体的な地図もおっしゃっておられましたけれども、この中でですね、国道の3号線に出ていく、まずそこから出発するというのがこれを見たら1万近くあるんじゃないかと思うんですよね、ずっと見ていったら。そして、それから270号線というような状況ですね。

これは、さっきも言われましたけど、もし秋から春にかけての風の向きだったら風下に当たりますし、そして先ほど申しましたけれども、270号線は例えば津波で道路がずたずたになっているんじゃないか、3号線はもう道が塞がれているんじゃないかというような懸念をするんですけども、そのような中で、農道は多少使われているんですけども、ほんの一部にしかすぎない。やはり農道などの研究も含めて具体的な、本当に安全な避難計画がいちき串木野市の中でもできていないと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

**○市長（田畑誠一君）** まず、先ほどから申し上げておりますとおり、あつてはならないことなんですが、万一の有事の際につきましては、やっぱり一番大事なことは、混雑が予想されるわけでありまして、的確な情報を把握して、指揮命令系統をしっかり指示をすることだと思っております。

そして、何といたしても、できるだけ早く、より遠く避難をすることが大事であるわけでありまして、これから説明会やらいろいろありますが、だから避難をされるときはできるだけ車も相乗りをしていただく。そのことによって随分時間が違うと思います。車が倍走るとではですね。

だから、そういった面も検討しながら、それから避難するほうはお願いをするわけでありますから、自分たちでできることはしっかり十分な用意をして、避難を受けてくださる皆さん方に迷惑をかけないような、そういう日ごろの体制、心構えというのも大事ですし、避難をお願いするところに対する日ごろのコミュニケーションと申しますか、そういった細かい詰めも大事じゃなかろうかなというふう考えております。

**○3番（福田道代君）** この問題は大体これぐらいにいたしますけれども、ここでもう一つだけあるのは、やはりスクリーニングをどこでするかという問題も出てくるんですね。それで、鹿児島は大きなグラウンドとかそういうのを予定しているというような方向が出ておりましたけど、ほかは全然スクリーニングに当たっては全くどこでやるとかというのも、そういうことも出されておられません。そのような問題についても、本当にきちんと。相手としたら放射能持ち込まれたら嫌なんですね。そこらあたりはどういうふうなんでしょうかね。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** スクリーニングの場所の件ですけれども、これにつきましては国の一つの考え方といたしまして、まずは30キロ圏外に避難していただく、これをまず優先しますけれども、その後、30キロ圏外を出たら避難先のまだ手前の段階で、30キロから出たそのかいわいで、その沿線沿い、もしくはその近くでスクリーニングをする、これが一つの基本方針です。

じゃあ、いちき串木野市はどこかといったら、基本的には県が主体になるもんですから、そういう意味では今から検討、協議をしていかないといけないですけれども、基本的には避難先にそういう汚染を持ち込まないという一つの考え方で、30キロ圏外に出た段階で避難路の周辺で除染すると。これが一つの基本的な考え方です。

**○3番（福田道代君）** いろいろと言われましたけれども、やはりこの問題については、市長もそうなんですけれども、県が主体になって避難計画というのを具体化していくという問題が一番大きな内容になっていて、それについて市は県と話し合いながら

ということで今の現状になっているということで、一応確認してよろしいわけですね。

じゃあ、二つ目に入ってまいりますけれども、いちき串木野市として避難先が鹿児島市と枕崎市と南九州市、指宿市ということが想定をされておまして、これは先ほど市長も言われました春から秋にかけて風下となる地域であって、複数の避難経路が必要と思われるが、市長の見解を求めますけれども、市長も幾つかの経路はということで、きのう、もうそれも答弁があったんですけれども、具体的な内容としてまたお尋ねしたいなと思っています。

**○市長（田畑誠一君）** 今、お話しなさいましたとおり、風向きというのは非常に大事な避難を判断する要素になると思っております。そして、避難に当たりますとは、交通の渋滞とか、そういったのがまた課題となってくるわけでありますが、例えば今申し上げました風向きにつきまして、北から北西の風、秋から冬にかけてとおっしゃいましたか、風下になるんじゃないかというお話であります。

川内原発内の風向調査をずっとやっておるわけですが、北から北西の風というのは1年間に約25%なんです。その場合の避難に際しては、放射性物質の放出が比較的少なく、時間的余裕がある場合は、より早く、より遠くへが一番大事なことでありますから、避難所までの最短距離を考慮して、国道270号、日置広域農道などを避難経路とするほか、南九州西回り自動車道、指宿スカイライン等の検討もしております。

一方、北から北西の風が吹き、多量の放射性物質の放出がされるという緊急の場合は、風向きに対して直角方向である樋脇、郡山を經由して避難先へ向かうということも考えなくてはいけないというふうに思っております。

**○3番（福田道代君）** 二つの今の風向きの方向で計画を持っているということですが、これが途中でまた風向きが変わるという。ここいちき串木野に住んでいてよくわかるのは、風向きがぱっと変わるんですね。そういうときの風向きの変わり目でまた方向転換をしなければいけない。そういうときには、二つつくっているということですけど、二つ

で対応できるのかなという懸念もいたしております。

やはり道路の状況、いろんなアクシデントが起ってまいりますし、そしてそれ以前に逃げ出している人たちとの交通渋滞の問題とか、そういうような問題もすごくあるんじゃないかなと思います。それは震災を経験した私の経験から言っているんですけども、そういうような中で、実際に風向きの問題というのは大事な問題なんですけれども、二つだけで実際いいんでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 一番大事なことは、とにかく風向きの反対側のほうに避難経路を求めるということだと思います。少なくとも直角に移動をします。そういった観点から、この北川薩、南薩の道路網というのをしっかり把握をしておりますので、その都度そういった指揮、指示がなされるものと信じております。とにかく肝心なことは、放射能の風下に逃げないということだと思っております。

**○3番（福田道代君）** 今のところは放射能の風下には絶対に逃げないという形で、市としては県と組んで対応するというような内容ですので、この問題はいろいろともう少し広域農道の問題とか、さまざまな地域の人たちの、今からまた市長と語る会とかいろいろありますので、そういう中でも具体的な内容として、地域の方々がよく知ってらっしゃるので、そういう意見を反映させたものとしていただきたいなと思います。

三つ目に入りますけれども、三つ目は要援護者とか保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の子供たちを避難させるバスや運転手は確保できているのかということで、先ほど市長は一応県のバス協会とか警察とかそういうところと相談しながら、その支援を得ながらバスの確保ということと言われておりましたけれども、この方たち、要援護者が本当にそういうところだけのバスなどを使って避難が完全にさせられるんでしょうか。その件はいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 要配慮者に対する避難のあり方ということでありまして。今、例に挙げられましたのは幼稚園とか保育園とか小中学校等についてお

話になられたと思いますが、幼稚園、保育園、小中学校等においては、原則警戒自体の連絡があった時点で、園児、児童、生徒は速やかに帰宅をさせる、又は保護者へ引き渡すこととしており、その後避難指示が出た場合は保護者とともに行動をすることとしております。

なお、バス等の行動としておりますし、緊急の場合は学校施設へ屋内退避することとして、その後、保護者へ引き渡すなど臨機応変に対応してまいりますというふうに考えております。

**○3番（福田道代君）** 原則帰宅をさせるということで、これも3月議会の中で教育長が、そのような方向でいろんな災害時もそういうことをやっているのかということでしたけれども、実際に保護者とともに行動するというのが本当にできるのかなと。

過酷事故の場合は、風の向きにもよりますけれども、瞬間に放射能が降ってくるというような状況で、目に見えないものですね。そこで指示が出るんですけども、実際に子供たちを昼間に学校にやってお母さんが、母親は介護施設、夫は大里のほうでガソリンスタンドで働いている、そして長女は鹿児島市内の大学に行っている、次女は伊集院の高等学校に、そして三女は串木野中学校に行っている。私はどのような連絡をしてどうやったらいいのか。全くこの問題は本当に怖いので、この原発の対応はどうしたらいいのかわからないというようなことも言われておりますし、そして保育所とかと言われても、実際は昼間に仕事をしている人たちが保育所に迎えに来られるような状況になるのかというようなことで、保育園の先生もそのように言われて、それぞれの施設が県と一緒に具体的な避難をどうするかというのは、市長、やはり施設自体が施設ごとにとっていくものなんですかね、これは。

と言いますのは、この前シンポジウムがあって、その中で発言されていた方が、病院に勤務していると。自分ところは避難先の鹿児島市内の病院だと。避難するところから菓子箱を持って何とかお願いしますという話が来たけれども、こういうやり方なんですかねということと言われておりましたけれども、どうなんですかね。このいちき串木野の状況という



のは、やはりそれぞれの施設ごとにとこかで対応しなきゃいけないんですかね。

**○市長（田畑誠一君）** 福島原発事故は3年を経過して、いまだ収束をしてないという状況にあります。大変お気の毒であります。いまだ13万人ぐらいですか、避難もしておられます。大変気の毒に思いますが、この福島原発事故は、今いろんな御懸念の向きの話をなさっておられますが、例を述べておられますけれども、こういったあらゆる面に国民に対して多くの教訓を与えてくれたと思っております。

この教訓を活かしてきめ細かく、これからも県、あるいは警察、あるいは自衛隊、何よりも今度説明会を3日間やりますが、またさらに市政報告会も15日間やります。いろんな御意見を聞かせていただきますが、そういった意見を踏まえながら、より高度な安全対策を県にしっかり反映をして、私どもの使命は住民の皆さんに安心安全を与えることだと思っております。そういった面で、あらゆる角度から検討してまいりたいと思っております。

**○3番（福田道代君）** 今の市長の、市民に対しては安全安心、そして命を守っていくという御答弁、そして県に対してやはりその都度いろんな問題に対していろんな意見を反映させながら、充実した中身の避難計画をつくっていくということでお伺いをいたしました。

そのような計画を自治体がやらなきゃいけないような感じになっているんですけども、やはりその設置者の余りにも責任が、この再稼働に当たっては川内原発の九電の責任が見えないなというのが私の思いなんですけれども、それは別にいたしまして、四つ目なんですけれども、大飯原発の3、4号機の再稼働の差し止めの判決が出ました。これは原発の安全神話に対する司法による峻烈な断罪の判決内容となっているんじゃないかなと思います。

原発は本質的に危険なものだと判断をされましたが、市長の見解を求めたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 福井地裁の判決についてであります。

判決は、新規制基準施行前の大飯3、4号機にかかわるものでありますが、福島第一原発の事故を踏

まえた中で示されたものであり、国民の皆さん方が、国民あるいは大飯原発の周辺の住民の皆様方の原発に対する不安を反映をした司法判断の一つとして受けとめております。

**○3番（福田道代君）** この問題で、特に人格権が優先されるというような判決も下っているわけですが、大飯原発の判決文は本当に画期的だなと思っております。そして、その中で再稼働の今の動きに待ったをかけていく内容だと思いますけれども、判決内容につきましては、原発の安全技術や設備を確たる根拠のない楽観的な見通しで成り立つ脆弱なものだと批判をしているわけです。そして、原発の安全を主張することの問題点を指摘をいたしております。

まず原発から250キロ圏内、ここでしたらもう九州全体が入っていくような地域なんですけれども、住む原告に具体的な危険があると認めた上で、原発は人格権より劣位に置かれるべきだとして、個人の生命や身体を重視する姿勢を明確にした内容だと思います。

この問題につきまして、市長は、今実際に私たちが避難をとというのは30キロ圏からちょっと出たところぐらいということになっておりますけれども、この問題、いかがお考えでしょうか、内容につきまして。

**○市長（田畑誠一君）** 今、避難の範囲というのは、これは国がUPZで示された30キロの圏域だと思っております。

**○3番（福田道代君）** 今、想定を超える地震が来ないとは限らないともこの中で言われているんですけども、一旦発生した事故は、時の経過で、原発の場合は、福島でも同じなんですけれども、福島の現状を見てどんどん広がっているということで、収束ができない、特別な全国の原発に共通する危険性があるということをはっきりと指摘をしております。

この中で、特に今日の南日本新聞の内容といたしますと、1面と6面なんですけれども、火山の問題が、この原発の1号機、2号機をつくる時には、火山の問題が全く論議をされなかったということも、欠落をしていたということも言われております。そ

ういう内容の巨大噴火ということで、川内原発の近くには加久藤とか始良カルデラとか阿多カルデラなどというカルデラがあって、そして巨大噴火がいつ起こるか分からないというのがこの火山予知学会の意見だと思ふんですけれども、この問題で実際に原発を抱える薩摩川内市、そしてその一番風下にあつて影響を受けるいちき串木野の市長としては、この問題、特集記事で今日組まれておりました、この問題はやはりすごく重要な問題だと思ふんですけれども、今までこの問題が論議をされておられませんし、活断層の問題は入っておりましたけれども、このことをもう少し私たちは勉強もしながら、具体的に、本当に福井裁判を受けとめたときに、安全かどうか分からないし、いつ噴火するかどうか分からない、巨大噴火は予知ができないという、この予知ができないという状況をやはりきちんと受けとめて、予知ができなくて何か事故が起こるといふようなものは絶対にやめさせなければいけないというところまで私たちは考えていかなければならないんじゃないかなと思ふます。

と申しますのも、私たちが総務委員会で、川内の原発の中にストップしていますので入りました。そのときに、使用済み燃料棒が水につけてありますね。今70%満杯になっています。そして今から使用するという燃料棒もすぐ近くにありました。そういうのを予知、言ったらマグマがどんどん発達して、それがいつどこでどうなるかわからないようなことが、予知学会で有数な学者がそう言われている中で予知できないと。

これに対して、九電はある程度予知できると思ふから、それを運び出したらいよいよなことを言っているんですけど、どこに運び出すかも具体的でないし、そしてこれが大噴火によって、それはあるかないかはわからないですけど、そういう予測をして、絶対にこの原発は稼働したら危険なものだという認識の中に私たちは入らないといけないんじゃないかなと思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 福島原発第一号の忌まわしい事故に鑑みて、新しく新規規制基準というのが設け

られております。これはもちろん地震とか津波対策とか、さらには重大事故の対策に対しての新設についてその基準を定められていると思ひますが、この福島原発の事故を受けて高いレベルになっているのではないかと捉えております。安全性の確保、すなわち基準への適合性については、それぞれ要求事項への対応はもちろんのこと、運用の基準も含め規制委員会の専門的、科学的見地にその判断が委ねられていると思ひております。

規制委員会におかれては、独立した機関として機能を十分に発揮し、住民、国民の意見は真摯に受けとめ、安全性に係る厳格な審査とともに責任ある十分な説明がなされることが肝要だと考えております。

**○3番（福田道代君）** 今、市長が言われましたけれども、新基準に基づいて高いレベルでの審査ということなんですけれども、これは3月26日に田中俊一規制委員会委員長が「絶対安全という意味で安全ということを言われるのであれば、それは私どもは否定しています」と発言をして、規制委員会は新しい規制基準に適合しているかだけを判断しているとの見解を示しました。さらに、原子力規制庁は、我々は発電所の安全性に関する証明責任を負っていないと発言をしています。各原発が規制基準を満たしているかの審査を行うだけで、決して安全を保障しているわけではありまないと、このように言われております。

それから、規制基準と原発が安全かどうかということはまた別問題だということで、今、結局川内に建設されている原発は大飯原発と一緒に原発の設備ですよ。そして、活断層の問題とかいろいろな問題もございます。やはり市民にとって本当にこの地に住んでいてよかったと、市長は市民たちを本当に緑豊かな、そして海もきれいないちき串木野市で豊かな暮らしをさせていきたいという、このような思いを持っておられるし、私もそれにはすごく共感なんです。

と言いますのも、やっぱりこっちに帰ってきた人たちが、釣りができ、畑ができ、木工細工ができ、そういうことで、都会で暮らしていたら暇で暇でしようがなかった定年後の男性たちが生き生きという

んなことをやっていますが、しかし福島原発の後はこちらちょっと変わっていて、やはり介護には帰ってくるけど住む気はちょっとしないなというような内容も聞いております。私、何人もいろいろ周りにいて、帰っておいでよと言っても「原発がな。家はおふくろの家があるんだけど」というような話があります。

だから、やはりこのまちが安全だと、原発も今ストップして電気も足りている。そしてそういう中で、もっと市長が、前、選挙広報で言われました、ふるさとを守り、さらに発展させますと。そして原子力に頼らない自然エネルギーの導入。ここは私と市長といつも論議をして、自然再生エネルギーへどんどん変えていきたいと思いますという話なんですけれども、それをやはりいちき串木野市が率先してやっていくというのが今の私たちの務めじゃないかなと思っておりますので、原発の問題はこれで。そういうような発言いたしましたけれども、市長、一言、何かございますか。

**○市長（田畑誠一君）** ふるさに誇りを持つ、住んでみたい、住み続けたいと、そういうまちが私たちの願いであると思っております。そういった点で、緑滴る山々といえますか、そして世界へつながる雄大で紺碧な海、荘厳な歴史、おいしい食の数々、そして人情味あふれる市民性、こういった誇りをいつまでも私たちは大切に守っていかねばいけないと思っております。その思いは福田議員と全く同じであります。いろいろ御指導いただきながら、この豊かな自然を守っていくように頑張りたいというふうに思っております。

**○3番（福田道代君）** 最後になりますけれども、小学校の教室へのエアコン設置について伺いたいと思います。

今、地球温暖化による環境悪化、そして世界的にも砂漠化、またこの鹿児島では降灰、PM2.5、黄砂など、このような環境悪化で子供たちの健康を守るためにも、太陽光発電によるエアコンの設置は考えられないかなと私は思っているんですけれども、まず市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** きのうも楮山議員のほうからそういう御質問がございました。本市の小中学校

へのエアコンの設置でありますけれども、御承知のとおり、本市の小中学校の設備の導入状況と申しますと、保健室、パソコン教室、図書室、校長室などには全ての学校に導入済みであります。御指摘ありましたとおり、普通教室のほうは扇風機で対応しているのが実態であります。今、お説がございましたとおり、今日の環境を見ますと、PM2.5とか黄砂等の影響で窓があけられない状況もある。あるいは、地球温暖化による熱中症等も危惧されるという状況でございます。

そこで、これらの整備につきましては、幸い平成27年度までに耐震化工事が終わります、10億円余りになりますが、耐震工事が幸い終わりますので、次の段階は今言われましたとおり、次の段階の要望としては教育、学習環境の充実といった観点から、この空調設備の要望が確かに多うございます。

ただ、きのうお話を御答弁申し上げましたとおり、本市の場合は耐震化をすべき校舎等については大規模改修も一緒にしたんでありますけれども、耐震化をしなくても当面いいという校舎につきましては、したがってその大規模改造ということを行っておりません。こちらのほうにもこれから力を置かなきゃいけないのであります。いずれにいたしましても、幸い27年度で耐震工事が終わりますので、今おっしゃいました、これからは耐震工事をしなくてよかった大規模改造工事等を含めながら、子供たちの教育、学習環境の整備のために、エアコンの設置についても今後積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

きのう御答弁申し上げましたけど、おおむね2億数千万円ぐらいを見込んでおりますので、何らかの形で国の補助制度もないものか、ここらもあわせて研究しながら、できるだけ早い機会から取り組んでまいりたいと思っております。

**○3番（福田道代君）** すみません、先ほど同僚議員に対して答弁というのをちょっと抜かしてしまいましたけれども、それもお伺いしておりました。

そういう中で、大規模改造、空調冷房設備整備事業について、学校施設環境改善交付金というのがあられるわけなんですね。それが下限が400万円で上限が

2億円、工事の3分の1に適用できるということも調べたんですけども、それと、最近やはり鹿児島県の中でも、4年ごとに調べていらっしゃるんですけども、空調設備設置状況の調査というのがありまして、4年前が15.3%だったのが28.3%と増えている、そして増えていく状況というのは、これは全部に言えるのかどうかわかりませんが、やはり耐震工事をやったりとか大規模改修をやったそのときに一緒に進めていっているというのが全国的にもそれが多いような感じがいたします。

そして、私がいろいろと昨日の時点では学校整備の内容、例えばグラウンドの問題とかいろいろ言われましたけれども、やはりこの問題というのは、子供たちが熱中症で倒れて、本当に危篤状況になる、命の問題と大きくかかわりがありますので、涼しい学校のほうも山手のほうあるんですけども、やはり町中の学校というのは相当の温度になるんじゃないかと思っています。またその教室の温度もはかっていたきながら、この問題は本当に一日も早くそういう方向で進めていただきたいと思います。

特に、これはちょっと参考になるかわからないんですけども、公共施設に設置するというので、やっぱり屋根に太陽光をつけた場合は10度ぐらい温度が低くなるという、実際校舎の屋根とかにつけた場合はそれぐらい温度が低くなるというのも示されておりまして、そして全国的に今活発化しているのは、屋根貸し事業というのがあるみたいなんです。それは、去年より全国の自治体が電力確保や環境教育、地域の防災を目的として地域の小中学校の屋根を貸し出すという屋根貸し事業が活発化しているということみたいです。

そういう中で、自治体が実際に発電を行う事業者に対して屋根を貸し出して、事業者は売電収入から屋根の賃借料を払うというような内容などもいろいろと工夫されておりますけれども、これは事業を行うに当たって自治体がプロポーザル方式によって公募を行って、自治体が提示する条件に合ったらそういうふうなことを企画提案していくというような内容となっていますので、このあたりも研究していただけたらと思うんですけども、いかがでしょう

か。

**○市長（田畑誠一君）** 未来を担う子供たち、未来に夢が広がる子供たち、この子供たちの教育環境、まず一番大事なことは安心安全に教育ができる環境を整えることですので、議会の皆さん方の御指摘やいただきながら、まずは耐震工事のほうを、大規模改修もでしたけれども、あわせてこの事業を進めてきたわけでありまして。

さっきから申し上げておりますとおり、おかげさまで27年度は完了します。この次は、今度は今御指摘ありましたとおり、PM2.5のお話もなさいました、この次はやはり何と言いましても、今度は快適な環境で子供たちがすくすく、たくましく伸びる、そういう環境を整えることが大事でありますので、諸々の事情はありますけれども、一日も早くみんなにそういう環境を整えるためには大きな財源が要るだけに、今いろいろお述べになられましたとおり、国の補助制度なんかを活用して、すればするほどこの整備が進みますので、そういった面は研究しながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、太陽光によるエアコンのお話をなさいましたけど、このことにつきましては、補助事業等の有無やらも含めまして研究をさせていただきたいと思っています。

**○3番（福田道代君）** 財政の問題にもかかわる問題ですし、ただ市長は本当に安心安全な環境を子供たちに整えていきたいということを言われております。そういう中で、子供たちが本当に今少なくなっている中で、健康に育っていく環境を一日も早くつくっていただきたいなということを述べて、私の質問といたします。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、中里純人議員の発言を許します。

[12番中里純人君登壇]

**○12番（中里純人君）** 私は、さきに通告いたしました2件について質問いたします。

まず、喫煙環境の改善についてであります。

去る5月31日は世界禁煙デーでした。本市の防災無線でも健康増進課からたばこを吸うことによる健康問題やたばこを吸うときのマナーについて考えて

みましようとお知らせがありました。

喫煙については賛否両論あります。今日の流れとしましては、受動喫煙を含めてたばこの害が大きくクローズアップされています。そのことについては、一定の理解が進み、喫煙する人口が減少していることは、私も少なからず評価している一人です。

しかし、一方では嗜好品として人間の今までの歴史の中で親しまれてきたことも事実でありまして、喫煙者の気持ち、喫煙者への配慮も行政として考慮していかななくてはならないとも考えます。

そのような立場から、市民の皆さんからいただいた声を含めて、以下質疑いたします。

先般、委員会の視察で空路遠隔地に行く機会がありました。また、新幹線に乗車する機会もありました。空港にも新幹線の車内にも喫煙室、喫煙するブースがあります。また、視察先の市役所にも喫煙室が設置されています。このことは、社会的に喫煙者に対して何らかの配慮をしている証左でもあります。優しい社会というのは、何事も一律に禁止するのではなく、一定の配慮をして徐々に淘汰していくことが大切なことは言うまでもありません。

日本たばこ協会による平成25年度のたばこ販売実績によりますと、販売数量は1,969億本で0.9%の増、金額は4兆744億円で0.7%の増ですが、消費税増税に伴う3月の仮需要による増加でもありまして、4月以降は減少傾向になるということです。

たばこは、今年4月の消費税の改定で1個450円前後という高額商品になりました。1箱20本入り430円の商品の場合、276.73円分が税金となります。そのうち105.24円が市のたばこ税になり、122.44円が国のたばこ税、17.2円が都道府県たばこ税、消費税などが31.85円になっています。1日に1箱喫煙されている方は、年間3万8,412円を本市にたばこ税として納めていただいているということになります。たばこの消費は、本市財政に対しても大きく寄与しているのも事実です。貴重な財源であります。

今後たばこの消費量は減少が予想されることから、たばこは市内でお求めくださいという市民の皆様への積極的な方法も税収増には欠かせません。たばこ税の現状の認識について伺います。

以上で、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

たばこにつきましては、お述べになられましたとおり、愛煙家の嗜好品としてそれぞれの方々の私は人生を癒やし、ちょっと大げさに言ったら人生に彩りを添えてきたのが、愛されると言えば誤解されるかもしれませんが、たばこの存在でもあると思っております。

しかるに今日、健康的なことからいろんなことが言われておりますが、そういった中で本市にとりましては、お述べになられましたとおり、大変貴重な財源であります。数字が定かでないかもしれませんが、たしか1億5,000万円ぐらい、年間たばこ税として本市は歳入面でお世話になっております。そういった面で、たばこ税というのは実に貴重な、ありがたい財源だというふうに捉えております。

**○12番（中里純人君）** 答弁がありました。私は平成19年の第2回定例会におきまして、健康増進法第25条の受動喫煙防止のための必要な処置として、庁舎内に喫煙室を設置できないかという提案をしましたが、庁舎内のスペース確保や費用並びに健康の影響から困難であり、庁舎内を全面禁煙とし、屋外に喫煙所を設置しているという答弁でありました。それ以来、串木野庁舎の正面玄関横の柱と柱の間に設置してあります、狭くて雨風が吹き込んでくるような喫煙所でゆっくりとたばこが楽しめるのかなど気にかかっておりました。喫煙所の利用者の方からは、正面玄関横にあるため来庁者の視線が気になるという御意見もあります。

東京都足立区役所は敷地内全面禁煙となっていました。来庁者からの喫煙所がないという不満や、職員の敷地外喫煙に住民から苦情が相次ぎ、敷地内に喫煙所を設置することとなりました。過度の喫煙規制の弊害もあるようです。本市におきましても、喫煙者に対して配慮が必要ではないでしょうか。喫煙所の整備について伺います。

**○市長（田畑誠一君）** たばこ税は、先ほど申し上げましたとおり、大変貴重な財源であって、市とし

てありがたいことでもあります。そこで、喫煙なさる方々に今お述べになったような、いろんな、何といひますか、肩身の狭いと言えいいんでしょうか、ちょっと言い過ぎでしょうか、何か人目を気にしながらたばこを吸っていただいておりますということは、これは大変申しわけないことだと思っております。たばこは、何といひますか、その方々の憩いのひとときだと思っておりますので、それにふさわしいように配慮すべきだと思っております。

来庁者が利用される玄関横の喫煙所ではありますが、愛煙家の方々がゆっくりと喫煙できるような仕切り板を設けるなどの工夫を早急に検討して、設置したいと考えております。

**○12番（中里純人君）** 仕切り板を設置して改善されるということでございます。ぜひ早急に対策をお願いしたいと思います。

現在、喫煙されている方々は、幾度の値上げにもかかわらず、今後も継続して喫煙する意向の強い方です。たばこ税を納めていただいている喫煙者への手厚いフォローは欠かせません。ただ、喫煙所の確保とか分煙の推進には努めるべきであります。たばこを吸う環境は維持することが肝要だと思っております。

この質問を終わります。

次に、医療費削減と介護保険についてであります。

市長の施策の中で、交流人口増対策を兼ねた子育て団地、新築住宅の子供に対する補助金、誕生祝い金、本年度の新規事業であります中学校卒業までの医療費無料化、ゼロ歳児のおむつ支給のほか、高校の入学補助など、子育てしやすいまちづくりは評価するものであります。

一方では、県内で一番高い介護保険料や平成19年に県下で1位となった国民健康保険料は、平成22年からの値下げで9位とはなっているものの、平成24年度の医療費は45万5,675円で、県下で1位の医療費の高いまちとなっています。市民の皆様から医療費についての指摘があるのも事実です。

医療費削減についての取り組みについて、現状と対策について伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 今、お述べになられました

とおり、平成24年度の医療費は45万5,675円でした。県内第1位であります。それから、平成25年度の見込みにつきましても、見込みであります。47万1,376円と推測しておりますが、24年度と比較をしてさらにまた1万5,700円、率にして3.4%ぐらい増加する見込みであります。

このため、医療費抑制にやっぱり主眼を置くことが非常に大事でありまして、市におきましては特定健診による病気の早期発見、早期治療を目指し、受診率アップに努めるとともに、未受診者訪問、受診後の保健指導、ジェネリック医薬品の普及促進、食の観点から「EAT de 健康メニュー」、さらには健康維持の運動体操とか、いろんな面で総合的に医療費の抑制につながるよう努めているところであります。

**○12番（中里純人君）** 第1次総合計画の後期基本計画の健康づくりの推進におきましては、「高額医療費の原因は糖尿病からの合併症である心疾患、脳血管疾患や人工透析である。そういうことから、糖尿病に重点を置いた生活習慣病重病化予防対策に取り組む」とあります。健診による早期発見、早期治療を施策の中心に置いてありまして、昨日の同僚議員の質問にもありましたように、健康づくり事業交付金によります健診率の向上、これも非常に大事なことです。しかし、医療費が高い要因、そしてそれを根本的にどうするかということが大事だと思います。長期的な視点に立った対策が必要ではないかと思うのです。

本市では糖尿病が多いとのことですが、私の周りにも数値を気にしながら生活している方が多いようです。以前から、本市では砂糖は貴重品であり、お中元やお歳暮の贈答品として、またお見舞いのお返しとして使われてきました。県外の方からは特産品のつけ揚げやしょうゆが甘い指摘されます。濃い味つけとなると食塩も多く使用するわけですが、今回食のまち推進課が医師会と飲食店との協力で県内で初めて共同開発しました糖尿病対策の「EAT de 健康メニュー」はすばらしい取り組みであります。しかし、これをここで終わらせるのではなく、甘い味つけになれ親しんだ一般家庭まで浸透させな

くは、食生活の改善にはつながらないと思うので  
す。

以前、一般質問の中で紹介いたしました、昨年長  
寿日本一を達成した長野県は30年にわたる県を挙げ  
ての減塩運動の成果であったと紹介いたしましたが、  
本市においても糖尿病にならないための全市民的な食  
生活への取り組みが必要ではないでしょうか。基本  
計画の健康なまちづくりの推進の中でも食生活改善  
や運動普及推進事業、健康地域づくり推進員、地域  
における健康づくりへの支援などが主要施策として  
うたっています。各地区のまちづくり協議会、食  
生活改善推進委員、婦人団体、各会一体となってま  
ちぐるみで長期的に取り組むお考えはないのか伺い  
ます。

**○市長（田畑誠一君）** 本市の医療費が高騰してい  
るという大きな要因の一つに、先ほどから御指摘を  
されております生活習慣病がございます。この予防  
のために、本市では現在51名の食生活改善推進員が  
活動しており、主に各地区の婦人学級や公民館栄  
養教室等で減塩みそ汁や薄味でもおいしく食べる工  
夫などについて、調理実習を通した普及啓発を行っ  
ております。ちなみに、平成25年度の実績でも申し  
上げますと、集会が440回、延べ参加人員5,879人、  
対話訪問活動で1万465人に普及啓発を行っており  
ます。

さらに、先ほどお述べになられましたとおり、こ  
のたび糖尿病やその予備軍の方などが安心して食べ  
ていただくことのできる外食メニュー、「E A T  
d e 健康メニュー」の開発の支援をいたしたとこ  
ろであります。今後も引き続き、お述べになられま  
したとおり、減塩や野菜をたっぷり食べるなどの普  
及啓発を推進していかなければならないと思ってい  
るところであります。

**○12番（中里純人君）** さまざまな普及啓発活動を  
されているということでございましたが、生活習慣  
病の改善というのは、適度な運動とか規則正しい生  
活、適度の飲酒などを心がけねばならないわけです  
が、糖尿病になってから食を改善するのではなくて、  
日ごろから対策を講じていけたらという思いで質問  
をした次第でございます。

次に、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし  
ていける地域社会に実現に向けて、来年より実施さ  
れる介護保険第6期の事業計画作成に向けて、まず  
現在の第5期の事業計画の検証について、計画の策  
定時と実際に事業を実施して施設数、保険料、認定  
のあり方など、そごとか問題はなかったのか伺いま  
す。

**○市長（田畑誠一君）** 介護保険の第5期の検証は  
どうかというお尋ねだと思います。

第5期の介護保険事業計画のうち、平成24年度の  
介護給付費計画額は約31億9,686万円でした。これ  
に対して、実績として約30億7,694万円で約3.8%の  
減であります、計画に対して。平成25年度の介護給  
付費計画総額35億870万円に対して、実績額30億  
8,720万円で約12%の減となっております。この2  
年はおかげさまで介護給付額につきましては、計画  
額を下回っている状況であります。これは、介護施  
設等のベッド数を65床分増設する計画でありまし  
たが、開設が翌年度にずれ込んだこと等にも起因して  
いると思われま。

なお、自宅待機者数につきましては、平成23年8  
月時点で68名でしたが、今年1月末には55名となっ  
ており、グループホームてねと今年9月ごろに小規  
模特別養護老人ホーム吹上園ふもとが開設をする予  
定となっておりますので、自宅待機者は大方解消で  
きるのではと考えているところであります。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 計画と介護認定者  
数の相違はどれぐらいかというようなことでありま  
すけれども、平成24年度介護認定者数は1,879人と  
見込んでおりましたが、平成24年度は1,920人とい  
うことで41人の増となっております。平成25年度の  
計画の認定者数は1,906人と見込んでおりましたが、  
実績では1,977人ということで、平成25年度は71人  
の増ということになっております。

以上です。

**○12番（中里純人君）** 自宅待機者55人の方もほぼ  
本年度で解消できるということでございます。

国の2025年問題、つまり団塊の世代が75歳以上と  
なりまして、3人に1人が65歳以上、5人に1人が  
75歳以上となることから、今国会で審議中の国の対

応策としての医療と介護制度の改正、正式には長いですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法案についての内容と目的を伺います。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 介護保険の第6期の改正内容についてということですが、一つ目が在宅医療、介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせて、要支援1、要支援2の方々の全国一律の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行し、多様なサービス提供ができるようにすることとしております。

二つ目が、特別養護老人ホームについて、新規入所者を原則要介護3以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能として重点化を行います。

三つ目が、低所得者の介護保険料の軽減を拡大いたします。介護保険料第1段階、第2段階の方々については、現在第4段階の基準額に対して0.5の負担割合となっていますが、これを0.3の負担割合に、介護保険料特例第3段階の方々は基準額に対して負担割合0.75、本市は条例で0.63としておりますが、これを0.5に、介護保険料第3段階の方々は基準額に対する負担割合が0.75ですが、これを0.7にそれぞれ軽減がされます。

四つ目に、年間の合計所得が160万円以上の方々の介護サービス利用料の自己負担割合が1割から2割に引き上げられます。

五つ目に、低所得者の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件が見直され、新たに預貯金が単身者では1,000万円、夫婦では2,000万円を超える場合と、世帯分離をされている場合でも配偶者が課税をされている場合は補足給付の対象外となります。また、遺族年金、障害年金などの非課税年金も収入として算定されることとなります。

以上が主なる改正内容となっております。

**○12番（中里純人君）** 地域包括ケアシステム構築の中で3点伺いますが、まずは全国一律訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行する地域支援事業についてのサービスの担い手とか対象者、費用等はどのようなになるのか伺います。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 要支援1、要支援の方々のサービスがどうなるかということですが、これは介護保険給付費から地域支援事業に移行することになります。既存の介護サービス事業所によるサービスに加え、NPO法人や民間事業者、住民ボランティアによるごみ出しなどの生活支援、地域サロン、ミニデイ、運動・栄養・口腔ケア教室、配食サービス、見守り安否確認など、地域の多様なサービスを受けることができるようになるものであります。

なお、この要支援の認定を受けている方ですが、今年4月現在で要支援の1の方が291人、要支援2の方が272人の合計563人となっております。

以上です。

**○12番（中里純人君）** 事業移行ではNPOとか住民ボランティアというようなことで参加を募るということですが、どのようにするのか、まちづくり協議会にそのような組織をつくるのか、課題となると思います。

次に、2番目に特別養護老人ホームの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定するということへの待機者の現状と本市への影響について伺います。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 施設の待機者の状況ですけれども、現在、いちき串木野のグループホームや介護施設の待機者数ですけれども、平成26年1月31日現在で340人いらっしゃいます。このうち、自宅待機者は55人となっております。

要支援1、2の方が何人入ってらっしゃるかということもあると思いますけど、それにつきましては今資料を持っていませんので、後ほどまた答弁をさせていただきますと思います。

**○12番（中里純人君）** 三つ目に、低所得者の保険料軽減、並びに一定以上の所得のある利用者の自己負担の2割の導入、補足給付見直しによる影響等について伺います。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 介護サービス利用の自己負担が1割から2割に引き上げられる方につきましては、年間の合計所得額が160万円以上の方になります。現在の試算では、約1,100人程度が影響を受けるのではなかろうかというふうに考えてお



ります。

それから、施設に入所されていらっしゃる食費、居住費に対する補足給付の関係ですが、これにつきましては、預貯金等の調査をしないといけないということで、現在この調査をまだ行っておりませんので、その影響のある方についての把握は今のところ行っていないところであります。

以上でございます。

**○12番（中里純人君）** 1,100人ほどの方に影響があり、負担が大きくなるなど課題は多いようですが、法案が通ってから対策を講じられるとは思いますが、以上のような改正を踏まえまして、第6期の事業計画策定に向けて、どのようなことを考慮しなければならないのか。

その場合に、5期の事業計画策定時の論議の大きな一つに、県下で一番高い保険料基準額6,025円、これがどのようになるのか、また、事業計画策定はどのようなスケジュールになり、議会への提案はいつごろになるのか、明らかにされたいのであります。

**○市長（田畑誠一君）** 第6期の事業計画につきましては、先ほどから議論されておりますが、要支援1及び要支援2の方々を介護給付費から外し、地域支援事業に移行することや、地域包括ケアシステムの構築により、在宅での充実した介護、医療、福祉などのサービスの提供ができるように取り組みを始めています。本市の第6期計画策定に当たっても、これら国の方針や市の現状、被保険者のニーズを踏まえて計画を策定していく必要があります。

また、お尋ねの保険料についてであります。現段階でまだ金額の提示はできませんけれども、平成26年度末での基金残高を1億4,400万円ぐらいと見込んでおりますので、この基金を第6期の介護保険料の引き下げの財源として活用することを考えております。したがって、一番ということにはならないと思うんですけど、そういったことで、この基金を財源に充てたいというふうに考えております。

**○12番（中里純人君）** 基金を保険料の引き下げに活用して、安くなるという、市民にとっては喜ばしいことであります。

今後、保険料の支払いも高額になりまして、サー

ビスも増えなくなると思います。私は、さきに糖尿病を食生活から改善したらという提案をしましたが、いかにして個々の方の健康寿命を延ばすかにかかると思います。団塊の世代の皆様方が生きがいを持って生活されることで、おのずと健康寿命も延びていくのではないかと思います。

以上で全ての質問を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** 中里議員、ちょっと答弁があります。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 先ほどの特別養護老人ホームに入っていらっしゃる要介護1、要介護2の方が何人かということですが、ちょっと今手持ちの資料が昨年2月末、24年度末の数字になりますが、要介護1の方が1人です。要介護2の方が16人ということになっております。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** よろしいですか。

次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

**○9番（東 育代君）** 皆さんこんにちは。私はさきに通告いたしました2件のことについて質問をして、市長の見解をお聞きいたします。

まず初めに、観音ヶ池の通年活用についてです。

観音ヶ池の桜の季節には、ちびっ子が桜の花びらを楽しそうに追いかける姿を目にします。また、ちびっ子だけでなく、若い人も、年齢、性別に関係なく老若男女が集います。桜の花びらが舞う中、ごちそうを広げ、食べたり飲んだりおしゃべりしたり歌ったり踊ったりと、それぞれにそれぞれの時間を楽しむ姿があります。職場の仲間や友達、家族だけでなく、グループホームや福祉施設の関係の方々も何日も前から場所の予約をし、カラオケやカセットテープ、敷物、椅子の準備等、とても忙しいそうです。多くの方が桜の開花を待ち望み、観音ヶ池まで足を運ばれていらっしゃるのだなと感じます。

散策しますと、花びらが舞い、全体が薄いピンクに染まり、まるで異次元の世界にでも行ったように心地よく、至福なひとときに感嘆の声が聞こえます。また、さくら祭りのときには市の職員も一生懸命に心配りをされている姿があります。観音ヶ池の整備

をはじめ、市を挙げての取り組みで今があるのだなと改めて感じるところです。

いちき串木野市緑の交流空間森林活用環境施設条例では、名称は観音ヶ池市民の森とあるようです。ログハウスや交流センターがあります。キャンプや合宿ができる設備もあります。桜の時期だけでなく年間を通して利用できる資源や設備は十分に備えられているのに、このままではもったいないと感じていますが、いかがでしょうか。

そこで、観音ヶ池市民の森の通年活用について伺います。

年間を通しての利活用についてですが、現状とここ数年の利用の推移についてお聞きしまして、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

観音ヶ池市民の森の活用についてであります。千本桜をうたう観音ヶ池の春の風景は、県内でもまさに屈指であります。桜の名所となっております。多くの花見客で賑わいを毎年見せております。

桜の季節以外の利用についても、民間ノウハウの発揮を期待をし、現在この観音ヶ池周辺の施設の管理は指定管理者にお願いをしているところであります。年度ごとの利用件数とか利用人数とか、具体的なお尋ねがございましたのが、担当課長のほうに説明をいたさせます。

**○農政課長（末吉浩二君）** この施設は、交流センター内の会議室2室と木工体験室、それからログハウス5棟、炊事棟が主なものであります。この施設の利活用の状況についてですが、過去5年分申し上げます。

平成21年度が利用件数55件で利用人数が799人、22年度が37件の595人、23年度が38件の492人、24年度が52件994人、25年度が42件の897人となっております。

**○9番（東 育代君）** 今、21年度からの推移をお聞きいたしましたが、ほぼ変わらないような状況でありました。これは交流センターとログハウス、この両方、木工教室を含めた中での施設の利用の状況

と理解してよろしいですか。

この中で、市内とか市外とかそういう区別というのは把握されていないのでしょうか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 交流センターの利用についてですけれども、まず交流センターのほうからいきたいと思いますが、25年度の実績で申し上げますと、市内の方々が14件の453人、それから市外の方々が12件の342人。次にログハウスの利用ですけれども、市内の方々が4件の36人、市外の方々が8件の46人。そのほか芝生広場でのテント利用など、4件の20人でありまして、合計の42件897人となっております。

**○9番（東 育代君）** 現状では、さくら祭りのときは、市内の方だけでなく市外からも大勢の方が桜の花を楽しみに見えるようですが、桜の季節を過ぎますと、今利用状況をお聞きいたしましたが、全体的には少ないのかなと思っております。自然を大切にして既存の資源を最大限に活用してもいいのではないかなと思っております。観音ヶ池市民の森の活用について、今後どのようにお考えなのか気になるところでございます。

そこで、既存の施設を活用して自然体験の森として年間を通して活用したらどうかについてお聞きいたします。

**○市長（田畑誠一君）** この施設の利用方法、活用方法でありますけれども、使用申し込みを指定管理者に行い、利用日に管理人が出向くシステムとなっております。いつでも利用できることにはなっているわけでありまして。

また、今お述べになられましたとおり、年間を通した活用が大事であります。昨年度は月1件から9件程度の利用となっております。その中では教育委員会主催のジュニアリーダー宿泊研修など利用しておりますが、まだまだ御指摘のとおり利用率が低い状況であります。

とりわけこの桜の時期はまさに絢爛豪華、本市が誇るすばらしい大自然だと思っております。自然の中での子供会や親子キャンプなど、大いに利用してもらいたいと考えております。そのためには、やはり指定管理者とともに、市内外を含めたPRを行い、

多くの方々の利用促進を図ってまいりたいと思います。

また、今年度は、今御提言がありますように、この観音ヶ池周辺を活かせということで、観音ヶ池周辺整備計画を策定をして、一帯の利活用を検討することといたしております。

**○9番（東 育代君）** そうですね、今年度は周辺整備計画があるようでございます。本当にせっかくこのような施設があるわけでございますので、もう少し施設を活かさないともったいないなど、またあわせて交流人口の増にもつながればよいのになど願っての質問をしているところでございます。

南九州市の岩屋公園キャンプ場をインターネットで情報を検索してみました。3月、4月、5月といろんなイベントが提供されているわけですが、3月は夜桜ライトアップとか桜でマルシェとか、4月には今週末はイベントを開催しますよとか、5月の月は4日から始まって毎日のようにゴールデンウィークの空き情報とか、あとは本日のほたるウィークは開催しますよとか、本日は中止しますよなどと、キャンプ場の情報だけでなく最近のお知らせとしてきめ細かく情報発信があるようです。また、年間のイベントも情報が掲載をされております。

観音ヶ池市民の森については、「県推奨の森林浴の森70選の一つで、千本桜、ツツジ、アジサイなど四季を通じて憩いの場となっております。特に桜の咲く時期はすばらしく、大勢の花見客で賑わいます」と、こういうふうに情報が載っておりました。あわせてログハウスや交流センターの利用料金なども一緒に掲載をされております。

しかし、先ほどから申しておりますように、四季を通じての憩いの場とありますけれども、取り組みとしては現状としてはさくら祭りが中心であるように思っております。そのほかの施設について情報の発信が少ないように感じておりますが、この情報の発信について、現状どのようにお考えなのかお伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 情報の発信でありますけれども、市内外の方々へ指定管理者と市の観光案内所で連絡を取り合ってPRを図っていくなど、連帯を

強めておるところであります。今後もさらに一緒になって市内、市外を含めた情報の発信にいろんなメディアも使いながら、やっぱりやっていくべきだなというふうに思っているところです。

**○9番（東 育代君）** いろんなメディアを使って情報発信をということでございます。指定管理者の方とか観光案内所を通じて、あるいはまたインターネット等に掲載するときにも、使用料金のことでちょっと私も気になって調べてみたんですが、インターネットに掲載されている金額と、それから26年の3月に条例改正がありましたよね。それと、また現地に行って交流センターの前に張り紙がしてあって使用料金を書いてあるんですよ。それぞれ違うんです。ここら辺のところについても、やはりきちんと整理して、正しい情報を発信すべきと思っているんですがいかがでしょうか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 施設利用料については、本年4月からの消費税引き上げに伴って施設の使用料を見直したところです。インターネットを利用した情報発信の中で、観光情報検索サイトにいろいろと掲載をしてもらっておりますけれども、改定後の料金が反映されていないというような御指摘です。サイトへの掲載をこちらから依頼しているものもありますので、ぜひ早速変更のお知らせをするなど、対応したいというふうに考えております。御指摘をいただきましてありがとうございました。

**○9番（東 育代君）** やはり今、若い人たちはこうしてインターネットとかを検索しているいろんな遊べる場所を探しているわけですので、そのときに正しい情報、早目の情報というのは大切ではないかなと思っております。あわせて交流センターにある張り紙ももう一回確認をしていただければ、若干数字が違うということがわかると思います。

交流センターには宿泊施設もあるわけなんですよ。児童生徒の宿泊学習にも活用できるのではないかなと思っております。先ほどジュニアリーダーとかで利用しているということですが、今後の考え方をちょっとお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 観音ヶ池の桜につきましては、私は実は十数年ぶりに見に行きました。地元

に住んでいるということで十数年前と感動が違ったわけですが、大変美しい桜だなどということで、先ほど来話があるように地域の宝だなど思っているところがございます。また、今年は運がよくて地区の植樹祭にも立ち会うことができまして、あそこにツツジを植えたということもまた一つの個人的な思い出になりまして、大変ありがたいなと思っているところがございます。

今お聞きの観音ヶ池公園の交流センター、ログハウスの利用につきましては、平成25年では、先ほど来ありますように、ジュニアリーダー研修会で1回利用しているのみでございます。また、一昨年の24年度には生涯学習講座で木工教室を1回活用したという実績もございますが、お話にありました学校が行う集団宿泊学習等に活用できないか、利用できないかということでございますけれども、御承知のとおり、集団宿泊学習は1泊ないし3泊ぐらいの日程でやるわけですが、朝夕の食事の提供、あるいは宿泊施設、研修施設、あるいは収容人員等の状況からして、ちょっと利用しにくい、あるいは利用できないという学校があるようでございます。

しかしながら、今後もやっぱり教育委員会が実施いたします社会教育関係、あるいは生涯学習関係の青少年、あるいは一般を対象としたようなさまざまな体験活動については、参加人数、あるいは活動内容に応じて、できるだけ本施設の利用促進に努めてまいりたいと思っているところがございます。

**○9番（東 育代君）** 集団生活、多くの人数では対応がちょっと難しいかなという御答弁をいただきました。子供会とか、あるいは小さなグループとか、そういうことでは非常に使えるのかなという思いもしておりますので、また発信をお願いしたいと思います。

それと、今青松塾とかありますよね。青松塾なども年に1回ぐらいはこの観音ヶ池市民の森で開催してもよいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○教育長（有村 孝君）** 青松塾につきましては、今年で11年目を迎えております。鹿児島大学教育学部と連携いたしました事業でございますが、子供た

ちに自然体験活動をより多くさせようと、たくましい青少年にということと、もう一つ、半分以上は学習活動でございます。机上で行う学習活動ですね。その4割ぐらいの野外活動につきましては、冠岳あたりの登山とか、地びき網を引いたり、いちき串木野市の自然をいっぱい活用しました体験活動を、年次的に変わっていきますので、今年も一応計画は立てております。その中で、観音ヶ池を使うというのは今のところありませんけれども、また今後同じような施設を使う場合には振りかえるとか、そういうことも検討してみたいなと考えているところがございます。

以上です。

**○9番（東 育代君）** 急に今年度というわけではございませんけれども、せつかくある施設でございますので、多くの人に利用していただきたいなと思っております。

アウトドアを楽しむ人たちにとっては、観音ヶ池市民の森はとてもすばらしい場所だと思っております。テントがなくてもキャンプを楽しめるようにと5棟のログハウスがありますし、かまどや水道の設備も整備をされております。エアコンも設置をしておりますが、電気系統のチェックは大丈夫なのでしょうか。あわせてログハウスについても少々年季が入っておりますけれども、少し整備したらどうでしょうか。施設の整備についてお伺いいたします。

**○農政課長（末吉浩二君）** 今あるログハウスの電気設備とかそういった施設の点検等については、先ほど市長が答弁しましたとおり、今のところ指定管理者のほうにお願いをしておりますので、指定管理者のほうで適時点検をしていただいているところです。

**○市長（田畑誠一君）** 施設の整備につきましては、まずキャンプができるように整備すること、これは現在も芝生広場を利用してテント設営でキャンプをしてもらっておりますが、テントは備えておりませんのでそれぞれ持ち込みという形になっています。ウォーキングコースの整備については、県の事業を活用して散策道を整備中であり、利用しやすくなりつつありますので、大いに活用してもらいたいと思

っております。

以上のような状況です。

**○9番（東 育代君）** ウオーキングコースは後の質問に入っていくと思っていたんですが、今お答えいただきましたけれども、私はログハウスについても、あるいは前にある遊具についてもちょっと古くなっているんじゃないかなと。ちょっとペンキでも塗ってとか、さびをとるとか、ちょっとそこら辺のところまで視野に入れて、行った子供たちが喜べるようなふうに整備はできないのかなという思いで聞いたところでございました。

これは一応要望ですので、この観音ヶ池市民の森というのは、先ほどから市長のほうでも御答弁がありましたけれども、「千本桜に加えつつじ、アジサイなども四季を通じて憩いの場所となっております」と、こういうふうに情報発信をされております。ウオーキングコースとしてもとても楽しめると思っております。

敷地内はさくら祭りに備えてきれいに整備をされておりましたが、高齢者の方から階段を上るときの手すりの位置が、外側についていることによって足の踏み場が浅くなって危険と指摘をされました。私も現場に行ってみました、確かに健全な人には何でもない階段と手すりの設置ですが、しかし手すりを頼りに上り下りされる高齢者にとっては、なるほど危ないなと感じました。

敷地内はスロープになっているかと思えば途中から階段になっております。バリアフリー化についても考慮すべきであると思っております。利用者の立場になって再度チェックをして、市民目線での整備に努めてほしいと願っておりますが、お伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 御指摘ありましたとおり、手すりの位置が悪いところがあちこちあるようです。したがって、早急な、全部一遍にということは予算的な面もありますけれども、とにかく利用者目線が大切でありますので、手すりの位置の変更について、今後検討して整備を進めていきたいと思っております。

それから、交流センター内の敷地内はバリアフリ

ーで段差のないつくりになっています。市民の森全体では、地形が傾斜地でありますので、全てをバリアフリー化するのは困難であろうかと考えております。

**○9番（東 育代君）** そうですね。交流センターの前は本当にバリアフリー化になっておりますが、桜を楽しみに行く、桜の季節にベビーカーを押したり、あるいは車椅子で行ったりというときに、途中まで行ったらもう引き返さないといけない、階段になっているのでというのがあるんですね。そこら辺のところもちょっと、全てをバリアフリー化ということではございませんが、そういうベビーカーの人たちでも、あるいは車椅子でもちょっと一周できるようなというようなところも検討いただけたらなという思いで質問をいたしました。

昨日、市長は足元の宝を大事にということでおっしゃいました。新しいものをつくるのではなくて、せっかくある施設を活かさないともったいないと思っております。今の時期はアジサイの花が満開です。鳥獣保護区域となっています観音ヶ池市民の森は、小鳥のさえずりの中で森林浴を楽しめます。自然体験の森として観音ヶ池市民の森が年間を通して多くの人に活用されることを願って、あわせて交流人口の増にもつながればよいのにと願っての質問でございました。

この項は終わります。

**○議長（下迫田良信君）** 答弁がありますか。答いいですか。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時14分

**○議長（下迫田良信君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○9番（東 育代君）** 次の質問に入ります。

在宅での福祉サービスの充実についてでございます。

医療費や介護保険料の抑制に在宅での介護や看護を推進しているが、福祉サービスの現状と今後の対

策について伺うものです。

戦後の変化の象徴とされる団塊の世代、1947年から1949年生まれが75歳以上になりきる2025年の高齢者増は、従来の高齢者増とは大きく異なると想定されております。2025年における医療、介護のサービス提供体制の姿が、病院完結型の医療から、地域全体で治し支える地域完結型の医療と地域包括ケアシステムの構築へと、第6期の介護保険事業計画の位置づけがなされていくようです。在宅医療・介護連携の取り組みが本格的に進められていくものと思われれます。

今後は、在宅生活の限界点を高めるためのサービスの普及促進が必要となってまいります。介護が必要となっても、自分の住まいで介護を受けることができれば、これまでの生活を継続することができます。在宅生活を望む高齢者が多いにもかかわらず、施設へ入所せざるを得ないのは、在宅では365日24時間の安心感を確保できないことが原因の一つであると言われております。今後、在宅において、重度の要介護者、独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加していくことを踏まえると、通常の訪問介護や通所介護等の普及に加え、利用者の日常生活全般を支えるための生活支援サービスの普及が必要とされるようです。また、これを実現するための適切なケアマネジメントの普及が必要であると、現状と課題の分析がございます。

そこで、まず初めに、本市における福祉サービスの現状をお聞きます。

在宅生活を望む高齢者が多いにもかかわらず、施設へ入所せざるを得ないのは、在宅では365日24時間の安心感を確保できないことが原因の一つであると言われております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、さらには訪問診療、訪問看護などの面的な整備と、認知高齢者に対する初期段階からの対応や生活支援サービスの充実が必要とされております。

365日24時間の安心感の確保について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、さらには訪問診療、訪問看護など、本市の現状はどうでしょうか。お伺いします。

**○市長（田畑誠一君）** 24時間対応の訪問介護、訪

問看護のサービス事業の現状についてお尋ねだと思いますが、本市には、24時間対応の訪問看護や訪問看護事業所は現在のところありません。

第6期介護保険事業計画策定のための本市の独自アンケート調査の結果では、介護認定を受けている在宅の高齢者の方々は利用意向が15.1%、介護認定を受けていない高齢者は28.7%、介護をすることになる40歳以上64歳の方々は28.3%となっております。

今、るるお述べになられましたが、今後、住みなれた自宅で安心して生活を続けていくためには、24時間対応の訪問介護、訪問看護事業所が必要だと思っています。市としましては、在宅介護を推進する上で、事業所の開設が進むように、今後、検討してまいりたいと思います。

**○9番（東 育代君）** 市内ではないということですが、県内では、もう既に定期巡回や随時対応サービスのある自治体というのが報告をされております。鹿児島市内では9カ所とか、指宿または鹿屋のほうにも1カ所があるということのようです。

訪問看護ステーションというのは、脳神経外科センターのほうに今、開設をされていると伺っているところですが、このことについては、またちょっと後で触れたいと思います。

本市における要介護4、要介護5の対象者についてお伺いします。

その中で、在宅で生活している人の人数と、ひとり暮らしの世帯について、わかっておればお聞きいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 本市における要介護3から5の対象者で在宅で生活しておいの方、かつひとり世帯の人数については、平成26年の2月現在、要介護3以上の方が682人です。このうち、グループホームや介護施設に入所している方が441人でありますので、在宅生活者は241人となりますが、この中で独居、ひとり暮らしの世帯者については何人おられるのか、把握はしておりません。

**○9番（東 育代君）** 今、要介護3から4、5の人数であったと思うんですが、要介護4、要介護5という、介護度別ではちょっとよくわからないかな

と、そのところの質問でございました。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 要介護4の認定を受けている方が228人です。要介護5の認定を受けている方が219名、合計447名となります。グループホームや施設等に入所されている方ですけれども、要介護4のほうは155名、要介護5のほうは157名で、合計312名ということになります。差し引き、在宅でおられる方が要介護4が73人、要介護5のほうは62人ということで、合計135人ということになります。

以上です。

**○9番（東 育代君）** 135名の方が要介護4、要介護5で、本当に一人で暮らすというのが大変な状況の中でいらっしゃるということでございました。

高齢になると、医療と介護の両方、支援が必要となってきますが、現状ではデイケアの中でリハビリ、入浴がありますが、投薬については改めて受診が必要となってまいります。そのときの交通手段は自家用車なのですが、交通手段がない人はどうすればよいのでしょうか。介護タクシーが本市にはない現状の中、隣の薩摩川内市の事業所を利用せざるを得ません。年金生活者にとっては、多額の出費となります。ひとり暮らしの場合にはヘルパー同行か、他市の介護タクシーの利用になります。

市内の事業所への介護タクシー導入への働きかけについてですが、市の考え方をお聞きします。

**○市長（田畑誠一君）** 介護タクシーに対する、今お尋ねであります。介護保険における介護タクシーとは、運転手さんがヘルパー2級以上の資格を有しており、タクシー利用者の方の乗降時における身体介護に対して介護保険のヘルパーとしての適用をするもので、タクシーの走行メーター料金に対しては介護保険の適用はありません。

現在、本市には介護保険の適用可能な介護タクシー事業所はありませんが、事業所が開設されることを望んでいるところであります。事業所が開設されましたら、しっかりこの分は対応していきたいと。介護保険に係る分野、これはしっかり対応すべきだと考えています。

**○9番（東 育代君）** 事業所が開設したら対応で

きるようにということですが、市のほうで事業所への働きかけというようなことについてはお考えでないのかということをお聞きしたところです。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 市内のタクシー事業者のほうにも、どうでしょうかということで以前お伺いしたことがあったんですけども、やはりタクシー事業者のほうで、訪問介護、要するにヘルパー事業所の指定を受ける、タクシー事業者と介護保険のヘルパー事業所の指定を受けないといけないということになりますと、管理者がいたり、計画策定の職員がいたり、少なくとも常勤で2.5人以上ですので、3人以上のそういう資格を持った運転手さんがいないとその指定が受けられませんので、すぐにはちょっと難しいということで、タクシー事業所のほうもあと2年3年先を見越して、それであればしてみたい、できたらやっていきたいかなという。要望があればですね、市民の方々の要望が強ければやっていきたいかなというような意向は持っていらっしゃるようでありました。

以上です。

**○9番（東 育代君）** 現状では難しいということですが、本当に高齢者が増えていきますので、また働きかけというのもしていただきたいと思っております。現状では、薩摩川内市とか隣の日置市にある事業所を使っているというのが現状でございます。

6月10日の新聞記事で、「セカンドキャリアの新時代」というのがありました。鹿児島県シルバー人材センター連合会のシニアワークプログラム地域事業の2級ヘルパー講習を受講して、福祉タクシー事業で起業したというシニアの事例を掲載されておりました。団塊の世代が次々と前期高齢者の仲間入りをしていきます。シルバー人材センターでも、高齢者の移動手段のお手伝いができるような人材育成への取り組みも期待をされるのではないかと思います。いかがでしょうか。

ちょっと言葉足らずだったようですが、せんだつてのこの新聞を見て、シルバー人材センターでこういう取り組みをやっているというようなことで、それによって起業したということが書いてございましたので、人材育成への取り組みというのも、シルバ

一人材センターでもこういう高齢者の移動手段のお手伝いができるような人材育成への取り組みも期待されるのではないかなと思っているところですが。

わかりました。済みません、通告しておりませんでしたので。その後この新聞記事を見て、今から先、こういうことかなというのを感じましたので、こういうこともシルバー人材センターの育成事業の中に取り込んでいただければかなと思っているところでございます。

**○市長（田畑誠一君）** たまたま、私、シルバー人材のほうに携わっておりますので、シルバー人材の経営ということからして、今現在考えられることをちょっとお話をしてみたいと思いますけれども。

シルバー人材センターはこの高齢化社会に向けて、みずからの健康増進を図りながら、その蓄えた経験とか知識を社会に役立てたい、そしてみずからも高齢者として生きがいを求めるといふ、そういう目的でシルバー人材センターは存在をしております。私、たまたま理事長ですが。

また、そのシルバー人材センターで、何といいましても経営ですので、経営に意を用いなきやいかんし、経営が悪いということは就業者の人口が、就業人口が少なくなったということですよ。そうすると、会員に加入していても仕事が回り回ってこないということですので、実は、新しい就業機会のメニューというのをシルバー人材センターみずから考えております。模索しております。いいものは取り入れてやっておりますが、人材派遣事業とかですね。

今お話になったのも、一つのまたシルバー人材のメニューだと思います。ただ、ほぼ65歳以上の方々ですので、今度は今おっしゃるような職種が十分にこなしていけるのかなという点もあるかもしれませんが、いずれにしても、一つの御提言として受けとめさせていただきたいと思っております。

**○9番（東 育代君）** シルバー人材センターでこういう事業をということではなくて、ここに書いてるのは、人材育成のそういう取り組みのメニューの中でお勉強をした方が、67歳の人が起業をしたというようなことですので。元気高齢者はたくさんおりますので、そういう元気高齢者にそういう機会を

与えるような場をつくってあげる、メニューを設けて育成していくというの、また一つの方法かなと思っているところでございます。

また、いろいろな元気高齢者を活用して、まちの活性化につながっていければいいかなという思いで質問をさせていただきました。

あと、介護タクシーということで、介護を必要とする人の多くは年金生活と思われそうですが、市として、タクシーなどの移動についての助成は考えられないかということで、タクシー料金の助成についてお聞きします。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたとおり、介護タクシーの事業所が本市に結局できましたら、望んでいますけれども、介護保険で適用する分野で支援をすることはもちろんであります。

今、新たな御提言として、タクシーのいわゆる走行メーターに対する助成ということですが、これはこれからの高齢化社会の中での福祉政策として捉えながら、今後、他市の状況、それからもちろん本市の財政状況もですけれども、踏まえながら検討をしてみたいと思っております。

**○9番（東 育代君）** 検討していくということでございますので、期待をしたいと思っておりますが、現状ではやはり薩摩川内市の介護タクシーを呼ぶということは、それなりに市内の事業所とすると、距離的に来ていただくのにもお金がかかるということで、かなりの出費ということでお聞きしておりますので、またぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。

高齢者福祉サービスの中で、「いちき串木野では、高齢者の皆様が、できる限り住みなれた家庭や地域の中で、保健、医療、福祉の総合的なサービスが受けられる社会づくりに取り組んでいきます」とあります。生活支援事業や介護予防・生きがい活動支援事業、家族介護支援事業、その他たくさんの事業が積極的に推進されていますことは重々承知しております。特に、今年度から、在宅寝たきり者等介護手当支給事業の中では月額1万円と、家族介護支援の増額がありましたので、関係者は大変喜んでいらっしゃると思っております。



また、家族介護支援事業の中で、紙おむつ等支給事業がありますが、紙おむつ支援事業の現在の支援対象者は何人かということをお聞きします。

**○市長（田畑誠一君）** 紙おむつなどの支給事業の受給者であります。平成25年度実績で高齢者が47名で、延べ1,127件です。障害者の方が13名で、延べ133件であります。

**○9番（東 育代君）** この紙おむつ支援事業というのは、家族に対する支援ということですが、ひとり暮らしの方についても支援の対象とすべきと考えますが、ひとり暮らしの方まで適用範囲を拡大したらということでの質問なんです、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** この支給は、65歳以上で市民税所得割非課税世帯とかいろいろ条件はありますがけれども、今言われましたとおり、一言で申し上げますと、常に紙おむつを必要とする方々の家族の経済的負担を軽くするための制度であります。お述べになられたとおりです。

しかし、考えてみますと、今御提言いただきましたとおり、ひとり暮らしのために対象外となっている方についても、やはり同じじゃないかと思うんですね。大変な苦勞があり、経済的な負担も大きいと考えますので、家族にあげるのも本人も一緒だと思いますので、したがって、ひとり暮らしの方にも支給できるようにしたいと思っています。

**○9番（東 育代君）** ひとり暮らしの方まで拡大をするという御答弁をいただきました。本当に家族の経済的負担というのと、ひとり暮らしの人の経済的負担というのは同じじゃないかなということで、今回ちょっと質問させていただこうと考えたわけですが、そういう検討をしていくということでしたので、ほっといたしました。

急速な高齢化に伴って医療費は毎年増加しており、国民が1年間に使った医療費の総額を示す国民医療費は約40兆円、2015年度中の支出目標導入も視野に、7月ごろから本格的な検討に入る都道府県に支出目標を設定することを検討する方針を政府は固めたと、6月7日の新聞記事を見ました。医療費抑制が狙いであるようです。

また、6月10日の新聞には、「医療と介護の一体運営」と記事がありましたが、異なる医療法人や社会福祉法人のグループ化を可能にして、効率的な経営とサービス供給を目指す政府の成長戦略に盛り込むと続いておりました。入院患者の在宅や介護施設への移行を促して、退院後も切れ目なく質のよいサービスを受けられるようにするとありますが、医療、介護費ともに抑制する狙いのようにございます。

365日24時間の安心感を確保することが、今後の取り組むべき課題であると思います。今後、在宅生活を支援する上での市の対策について伺います。

定期巡回、随時対応サービスについて、市としての考えを伺います。

**○市長（田畑誠一君）** これから第6期の介護保険事業計画を策定をしようというふうに、これから取り組もうとしております。これはトータル的に総合的な福祉で、今、東育代議員のほうからお話がありましたとおり、高齢者の方々に日常生活の中でさまざまなニーズを切れ目なく提供するようにというのが、国の方針であります。

これに従って、本市も第6期の介護保険事業計画というのをこれから策定していきますが、その中で重点的なことを申し上げますと、まず一つ目に、在宅医療や訪問介護の充実など医療との連携を強化すると。二つ目に、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など、介護サービスの充実であります。三つ目に、健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取り組み。四つ目に、見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進。五つ目に、サービスつき高齢者住宅など高齢者の住まいの整備などを推進していくことが必要であるというふうに考えて、計画を進めていきたいと思っておりますが、推進に当たっては、医師会や介護支援専門員協議会、介護サービス事業所、民生委員、社会福祉協議会、まちづくり協議会の方々などと連携を取りながらシステムづくりを構築すべきだと思っております。

**○9番（東 育代君）** システムづくりを構築ということで、今からの事業ということでお聞きいたしました。

先日も同僚議員の質問の中で、この「頑張り過ぎない介護を応援します」というお話が出ました。この中に書いてあることを見せていただくと、どうしたらいいのでしょうかということで、こうしましたというような、こういう設問と答えがあるわけですが、この中には、訪問診療では病院へ通えない方や急に体調が悪くなられた場合には医師が診察に来てくれますとか、訪問看護では定期的に看護師さんが自宅へ伺い、血圧測定はもちろん、いろいろな対応をしてくれます、また、体調が悪くなられたら24時間いつでも対応してくれますということで、こういうことが、相談してください、こういうことが解決しますよというような資料が、これは各戸、市内全部、配布されていると思うんですが、広報と一緒にいただきました。

これを見ると、本当に大丈夫なのかなと、もうできてるのかなという思いであるんですが、これとは別に今から市のほうは取り組んでいくということになるんですね。これはこれで進んでいて、市としては今から6期に向かって取り組んでいくという、こういうことでしょうか。

**○健康増進課長（所崎重夫君）** 今、言われましたこの「頑張り過ぎない介護を応援します」というパンフレットにつきましては、市の医師会のほうが在宅医療推進事業事務局という事業を立ち上げてまして今回策定したものであって、これについてはやはり今からの事業にはなるわけなんですけれども、いろいろ市民に対して、結局、先ほど言われましたように、病院完結型ではなくて、今からは地域でみんなで支え合っていくという在宅医療・在宅看護になっていきますので、やはり市民の意識改革を進めていかないといけない。今後はこういう医療・介護になっていきますよということでのPRという意味合いで、医師会も一緒になって、今からの出前講座とかそういうときにも、市の職員と一緒に医師会のほうも出て行って、市民の方々に今後のこの包括システムのPRをしていくということで、そのPRのための冊子ということで御理解をいただきたいと思います。

**○9番（東 育代君）** 今後の取り組みのためのP

Rのための冊子ということで説明を受けたんですが、これを読むと、ああ、本当に24時間対応ができるのかなというふうに思いました。今後、こういう方向性できちっと体制がとれるようになると、在宅ケアというのが可能になるのかなと思っているところで

私、先日、ちょっとここの担当の方に電話をして聞いてみました。基本的にはここに書いてあること、こういうふうに進めますがということであつたんですが、これは終末期のみとりを家族で迎えるときに、訪問介護については定期的に自宅を訪問し、深夜であっても駆けつける体制づくりの構築はできているということのようでした。基本的には、かかりつけの主治医がここのセンターの方と意見書や指示書というものの連携がとれていた場合に可能であるというようなことをございました。これから在宅を推進していく上では、このような取り組みが重要であるというふうに思ったところをございます。

先ほども在宅推進対策については、在宅医療推進連絡協議会が医師会を中心に開催をされていますということで説明を受けました。本当に、今から在宅を進める上では、市だけではなくて、医師会との体制づくりに今後も期待をしていきたいというふうに思っているところです。ぜひ、これが本当に市民の安心につながるようですね、進めていただきたいなというふうに思っております。

平成25年8月28日の社会保障審議会の資料からとつたんですけど、2025年を見据えた第6期の介護保険事業の位置づけとして、先ほどからあります第5期介護保険事業計画で医療との連携とか、認知症の支援の充実とか、いろいろ取り組んでおりましたが、そういう重点的に取り組んでいます等々されましたけれども、第6期以降は地域包括ケア計画として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の取り組みを本格化していくというような、国のほうでも方針が出されております。

365日24時間の安心感を確保するということについて、第6期介護保険事業の位置づけ、本市としての考え方をもう一回お聞きします。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたとおり、国が今、2025年をにらんでいろいろな形での介護の支援策を打ち立てようと、さっき細かく方針を説明をいたしました。本市ももちろんこれに呼応して、第6期の介護保険事業計画については、そういった形で内容を検討していくということをしていきたいと思っております。

長年御苦勞をなさって、こういう今日の豊かな社会をつくっていただいた皆さん方、介護をお受けになる皆さん方は、やはり気兼ねなくといいますか、心置きなくといいますか、喜んで介護を受けられるような、そしてできれば、大変ですけど、介護をしてさしあげるほうもですね、介護をしてさしあげることに喜びといいますか、使命感といいますか、生きがいといいますか、そういった気持ちでお互い触れ合うというような方向を基調にしながら、今後取り組んでいくべきだ、心すべきことだなというふうに思っているところであります。

**○9番（東 育代君）** 私ども、議会のほうで「市民と語る会」というのが5月に開催されました。今年度の「市民と語る会」に、ヘルパー同行で女性の方が参加をしていただきました。58歳で黄色靭帯骨化症という難病を発症し、要介護4で障害は2級、ランクは5、介護保険サービスや障害での医療サービスを受けながら7年を経て現在は65歳、一人で生活をしているという方でした。自力で車椅子に移ることすらできない生活、ヘルパーの手をかりながら必死で生きていらっしゃる姿に感銘を受けました。障害を持ちながら出席してくれた彼女の、「障害者の声を聞いてほしい、福祉にもう少し力を入れてほしい」という訴えに対して、市民の会に参加されている地域の方からも、市はきちんと応えてくださいねと念を押されました。彼女が病気になった当初は子供が看病してくれた、しかし長引く闘病生活を考えたとき、子供の人生を奪うことはよくないと。「子供には子供の生活がありますので」と、「子供の将来を思うと自活してほしいと願っている」と、しみじみと語られました。高齢になった親を介護するときは、介護するほうもそれなりの年齢になっておりますが、若くしての闘病となると、子

供の将来も考えなければならないという選択が出てきての決断だったようです。母は強しと思いました。

在宅でひとり暮らしの困り感を聞きました。365日24時間の安心感の確保、移動手段の支援を訴えられました。朝6時半から22時までの間、ヘルパーのサービスを数回に分けて受けておりましたが、22時にヘルパーが帰った後、翌朝6時半までは全く一人の時間ということでございました。身内に気を使うよりも、プロであるヘルパーにお願いすると気が楽ですと話してくれました。残った機能を最大限に使って、ヘルパーに手伝ってもらい、一緒に料理をしていると聞くと、住みなれた住まいでのこだわりの意味が少し理解できたように思いました。

彼女と出会って、誰もが避けて通れない、やがて行く我が道、近い将来の超高齢化社会の縮図を垣間見たような思いでございました。在宅生活を可能にする、365日24時間の安心感の確保と移動手段の支援について、2025年を見据えた第6期の介護保険事業の市の取り組み、市の対策に期待をしたいと思います。

最後に、市長の御見解をもう一回お聞きして、一般質問の全てを終わりたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 私どもの目指す社会と申しますか、そして使命というものは、今に携わっている使命というものは、今ずっと一人の人生についてお話をされました。やはり、恵まれないと言ったらいいんでしょうか、やはりそういう方々に気持ちよく、優しい愛の手、心を差し上げるのが我々の使命だと思っています。健常者と言えいいいでしょうか、元気な方々がそういった方を背負っていくという、そして、できれば、大変なことですけども、その介護などを受けられる方、背負われる方々がですね、ちょっと田舎の方言で言うならば、気の毒な思いをせんような気持ちで接してあげたいものだ、そして、喜んでいただけるような社会にしたいと、これが私たちの願い、目指す社会だと思っております。

いろいろ御提言をいただきました。心していききたいと思っております。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

**○17番（福田清宏君）** 私は、昨年、平成25年11月の改選以来、今期4年間の議員の任期中、最初の一般質問を行います。これから取り組む懸案事項のうち、さきに通告いたしました事項について、順次質問を行います。

一つ目は特定健康審査についてであります。特定健診受診率向上のため、特定健診対象者名簿の情報共有がなされるべきだと思いますが、いかがですか。お伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

特定健康診査につきましては、今、福田議員がお述べになられましたとおり、その受診率の向上に向けて、情報の共有というのは極めて大切な認識ではなかろうかと思っております。また、先般開催されました自治公民館長との研修会の出前講座におきましても、そのような要望、意見を承っております。

**○17番（福田清宏君）** 40歳から74歳の国保加入者を通知することの共有であります。個人情報の公開とは異なって、この事業を実施するに当たって情報を共有されるべきということでのお尋ねです。もう少し言葉として言えば、事業を進めるのに該当者名簿は通知するぐらいの気持ちでやらなければいけないのではないかという思いもしています。

私が住むこの木屋公民館ですが、昨年度の受診率が低かったこともあって、特定健診対象者不明のまま、対象者不明のまま、全戸に案内文を回覧をして、そして出欠を点検することとして、去る5月25日出前講座を実施いたしました。それでも、国民健康保険加入者を割り出し、受診状況を把握する作業はなかなか困難であります。本当に特定健診受診率を向上させようと思うならば、特定健診対象者の名簿の情報を共有しなければいけない、また、することが当たり前であろうというふうに思います。国保加入の40歳から74歳までの方で、生活習慣病で現在治療中の方は、病院からの治療データをいただくこと

で受診したことになるという情報提供制度の活用というのがありますが、これも果たしてうまく機能しているのかどうか、そんな思いがいたします。

また、私たちの地区からいきますと、船員保険であった世帯で、引き続き船員保険の関係の検診車が来る、その車で検診しておるという世帯等、いろいろな状況があるわけです。これは絶対に受診率の中には入ってきませんよ、このまま放っておけば。

ですから、自治公民館と特定健診対象者名簿の情報を共有すること以外に、この受診率を上げていくことはなかなか難しいというふうに思いますけれども、再度、共有することについて「いや、それはいけない」と言われるのか、そのことを真正面に通知するぐらいの気持ちで、対象者名簿を通知するぐらいの気持ちで取り組もうとされているのか、その心意気をひとつお聞かせください。

**○市長（田畑誠一君）** 私どもみんなの願いは、先ほど東育代議員もお話をしておられましたが、健康で幸せな生活をするのでありますけれども、そういった意味で受診率の向上を高めるということで、今のこの特定健康診査についてをお願いをしているわけでありまして、それには福田議員が今言われますとおり、何といたしても、やはり名簿の共有というのが、受診率を上げる一つの大きなポイントだと思っております。したがって、何かと言えば個人情報という点もありますゆえに、取り扱いには慎重を期さなければならないのですけれども、受診率を向上させる本当の真の意味からいって、この名簿の提供について何とかできないものか、前向きに検討していきたいと思っております。

**○17番（福田清宏君）** ぜひそのようにお願いしたいと思います。

最近、木屋公民館でありましたけれども、ほかの公民館でも、恐らく国保の加入者で40歳から74歳の人を割り出すという、その作業が難しい話でありますから、やはり保険制度が幾つかある中で、国保だけの対象者を、しかも年齢を区切ってということでやるには、今、市長にお答えいただきましたように、やはり情報を共有する、さっき私が言いましたが、もう担当課から「おたくの公民館の対象者はこれこ

れですよ」と通知するぐらいの気持ちがないと、受診率アップの取り組みは恐らく前向きに進まないのじゃないかという思いがしますので、どうかひとつそういうことで進めていただきたいと思いますということがあります。

次の、健康づくり、すなわち特定健診受診率アップの事業交付金交付要領について伺います。

交付対象者に自治公民館を加えて、交付基準も見直すべきではないかと私は考えます。申すまでもなく、地区まちづくり協議会は、啓発や取りまとめ等々においては必要であります。平成25年度特定健診の受診率平均47.5%を、平成25年度目標値60%に達成するためには、公民館加入者の一人ひとりの顔がわかる自治公民館に特定健診受診率向上の推進役を担ってもらわなければならないのじゃないかと思っています。

交付要綱の第2条交付対象者と、第4条交付基準の均等割と人数割を見直して、予算の範囲内において自治公民館にも交付金が交付されるように再検討されることが受診率アップに直結するというふうに存じますが、御見解をお伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 健康づくり事業の交付金交付要綱について、今、るる御提言をいただきました。

交付金の対象者は、特定健診の受診率が60%を超えた各まちづくり協議会としております。これは現在、市内各地域の自主活動、地域振興については、それぞれの地区に新たに設置されたまちづくり協議会を核として、今後、取り組んでいく必要があること、受診率アップについては、市内各地区ごとの大きな枠組みの中で取り組んでもらい、よい意味でのお互い競争をしていただいて、それを市全体に波及していく大きな流れをつくりたいとの考えで、このような交付要綱をつくった次第であります。今、いろいろ考え方を少し変えるべきではないかと、こういったほうがいいのではないかと御提言をいただきましたが、何せ御承知のように今年度から新規事業として取り組みました事業でありますので、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

そしてまた、必要な面はもっと、今御提言もいただきましたけれど、改善をするようなところが見出

せれば、そういった形でまた要綱を変えることは全くやぶさかではありません。当面、今期からの新規事業でありますので、ちょっと状況をしばらく見守ってみたいという思いであります。

**○17番（福田清宏君）** この交付金の交付要綱は、従来の特定健診の未受診者対策では不十分ということがあって、この交付要領を新たにつくられたのだろうと思います。そういう中で、各地区にお住まいの皆さん方の保険の加入は、先ほど申しましたように各種さまざまなんですね。その中から、国民健康保険の対象者で、しかも年齢も限られてという中で、まちづくり協議会にその任を負わせるというのは、本当に受診率が上がるのかなという思いがしています。

と申しますのは、まちづくり協議会の組織機構は自治公民館だけで組織されているところもあれば、他の各種団体も一緒に構成されている地区もあります。そうすると、なかなかまち協が各公民館を指揮するという話になっていくのかどうかですね。単に交付金を交付するのに窓口を地区で一本化するための便宜上の話ではないと思うんですよね、まち協に交付するという話は、そうじゃないと思いますから、やはり担当課と自治公民館が一丸となって取り組んでいける、そういう体制、そういう交付金の要綱に見直されることを期待いたします。もうお答えは一緒でしょうから、そういうことで、そういうふうにして、公民館が本当に受診率アップに取り組めるようなシステムを、どうかひとつ検討いただけますよう御期待を申し上げて、次の項に進みたいと思います。

二つ目は、消防行政についてであります。

まず、消防署仮眠室の改修計画の有無についてお伺いをいたします。

三、四年ぶりに消防署仮眠室に先日、入室させていただきました。ベッドの仕切りのカーテン設置等々、幾つかの改修がなされておりましたが、今後の改修計画が何かないのかなという思いをしながら、仮眠室を後にいたしました。お伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 現在の消防署は、昭和59年に新築、移転をしております。仮眠室は1人1畳分

のスペースで、高さ20センチの仕切り板で間仕切りしたものでありますが、スペースは広いとは言えないんですけれど、一応平均値ですけれども、平成23年度に、仮眠室全てにカーテンを設置し、プライベートゾーンを確保するための改修をするなど、安全衛生、職場環境の改善・充実に現在努めているところであります。

**○17番（福田清宏君）** 市長、あのベッドがもうちょっと狭かったら、マグロ船の39トン、48トンのころを思い出しますね。今のお答えがあったように、昼1昼あることがまだ救いだったと、そういう思いがしながらあの部屋に入りました。やはり、今お話があったように、仮眠しながら、一旦救急となったらすぐに出勤しなきゃならん身でありますから、そういう心身休まる場所であり続けてほしい場所でありますから、どうかそういう意味では、改修のことがありましたら心がけて進めてほしい、そういうふうに思うことであります。

次に進みます。

消防署職員の定数と充足率についてお伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 本市の消防職員の定数条例は48人です。国が示す消防力の整備指針上の消防職員の基準人員は、本市の場合は90人になっております。これに対しての充足率で申し上げますと、53.3%であります。この消防力の整備指針に基づく消防職員数の基準数は、あくまでもと言うと語弊がありますが、努力目標として捉えられております。県内各消防本部の充足比率を見ますと、おおむね40%から80%の範囲に分布しており、県平均が61.5%という状況であります。

**○17番（福田清宏君）** 現在、職員48名ということですが、通常の消防活動には支障はない定数なのかなと。その辺についてはいかがでしょうか。通常の消防活動に48名で支障はありませんか。お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 現在の消防署、分遣所、この勤務体制ですけれど、消防本部、消防署に37名、分遣所に11名、計48名勤務しております。消防本部、消防署では、日勤をする職員が消防長以下7名、う

ち1名は事務職員、あとの30名を15名の2班に分け勤務をしている状態です。

分遣所は分遣所長1名を日勤とし、あとの10名を5名の2班に分けて、本署と分遣所とも2部体制で24時間交替制勤務を行っております。片番、本署の場合15名、分遣所の場合5名ずつ配置しておりますが、この人員に週休等を与えなければならないことから、実際に勤務するものは、本署10名から11名、分遣所が3名から4名の勤務の状態、今、頑張っているところであります。

**○17番（福田清宏君）** 後ほどの質問とも少し重なるところもありましたが、予定どおり進めさせていただきます。現有署員の定数を削減することなく、勤務体制により交代する各係ですね、消防署の場合は。勤務体制、24時間で変わっていきます、係が。そこに総務係に交代しない日勤の職員を本庁から一、二名追加出向させるというお考えはございませんか。そうすることで、技術を養成している職員が現場にタッチできると。

今言われたように2交替制ですから、15名ずつ、5名ずつということですが、10名内外、3名内外という勤務の状況ですから、そういうことでは、総務の係であれば、消防技術を持たない本庁からの職員でも十分できるんじゃないだろうか。そして、そこに従事する消防職員は現場の要員として交代の中に織り込んでいくと。そういうようなお考えはないものか、お伺いしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 消防職員はですね、これは消防団の皆さんも一緒ですけど、消防職員は、市民の皆さんの生命・財産を守るという崇高な使命で頑張っております。したがって、おのずと消防職員としての専門職的な技能とか技術、それから知識、そういったものが大事だと思います。

したがって、今、福田清宏議員のほうから御提言がありましたとおりに、総務的なといいますかね。本来の消防業務というのは無理だと思います。兼ねてしていないのだからですね。だから、その本来で頑張る消防職員をサポートする、サポートすると言いますか、力を100%発揮してもらおうと。それが市民を守ることでありますから、そういうことで、今の総務的

な立場で1人送るということはできないか、そういうことは検討をさせてもらいたいと思います。

**○17番（福田清宏君）** ぜひ、ひとつそういう考えを持っての執行を御検討いただきたいというふうに思います。

次に、三つ目に入りますが、消防署と分遣所の勤務体制について伺います。

さっき勤務体制につきましては市長が答弁されましたので、ここで申し上げたいのは、平成25年10月に配付されました監査報告の写しの中に、短中長期の各種研修や長期病休等により、最低人員の中で過酷な勤務状態を強いられているという報告があるんですよね。こういう言葉からして、改善される余地は見つかりましたかということをごここで伺いたしたいということで設定したのですが、現在の勤務体制についてはもう先ほど市長が申されましたので、それはそれでよろしいですけれども、ここにあります短中長期の各種研修や長期病休によって最低人員の中で過酷な勤務状態を強いられているのだという報告のことを考えると、それを改善するに何かの手段があったのかな、お考えがあったのかなという思いですが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 今、お述べになりましたとおり、現在の人員で長期研修や病気休暇者等がありますと、最低確保人員である本署10名、分遣所3人を確保することが困難な場合があるということで、日勤者である各課長や分遣所長を当直勤務させて、最低人員を確保して何とか頑張っているという状況であります。

この問題は、全体的にあり方を検討すべきだなどというふうに、今、考えているところであります。

**○17番（福田清宏君）** このような大変厳しい勤務体制のようではありますが、そういう中で消防車両の更新とか、消防資機材の整備は基準に基づいて実施されておりますかどうか、お伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 消防車両、ポンプ車をはじめ、化学車、あるいは特殊なはしご車とか、特殊車両を常備しているわけではありますが、押しなべて資機材というものの整備というのは整えておりますけれども、実際、今お話がございましたとおり、それで

はそれぞれの機器の更新期間というのを考えたとき適切かなと、適切でない面があるんじゃないだろうかというふうに考えているところであります。

**○17番（福田清宏君）** 今年度の予算に、平成2年度導入で24年間経過したというはしご車のオーバーホールが予算計上されました。前回のオーバーホールは平成18年3月ということになっておりますが、この24年を経過してなおオーバーホールをしていくという。経費の節減でもありましようけれども、もう老朽化したり劣化したり、部品があるうちは何とかなるんでしょうけれども、そういうこと等があったりすると、やはり消防士の現場での士気に影響があるんじゃないかと、そういう思いがするんですが。この更新については、その基準もあるんでしょうけれども、基準をちゃんと守って更新していくという。そういうふうにもう一回ひもとして、もとに戻してほしいという思いで質問をしておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** それぞれの資機材を、今、ポンプ車の場合は18年ですか、それから救急車の場合は10年、それからこの特殊車両の化学車、はしご車、こういったものは実は25年にしているんです。ところが、今現在、たしか23年なんですけど、実際言って非常に故障がちなんです。ですから、やむなくと言ったらおかしいですが、やはり市民の生命・財産を守るために、今回、議会のほうにオーバーホールのほうをお願いをしているんです。ただ、オーバーホールをしましても、それはまた何年かだめになると思います。今、実際、本当に故障が多くて、私自身も実際、はしご車のでっぺんまで乗りましたけれども、なかなか怖いものです。ましてや、ちょっと状況が、実際、ちょっととまったりしたことやらもありまして、そういうことを考えたら、まず、安全なはしご車でないと仕事はできません。

だから、そういうことを考えたら、私は次回の更新から、この25年は20年に改めるべきだというふうに考えておりますので、このはしご車とか化学車などの特殊な車両については、次回の更新から、今御指摘がありましたとおり、25年を20年にしたいという決意でいます。

**○17番（福田清宏君）** 今、お答えいただきましたように、第一線で活動する消防士が運用するのに不安を抱くということは、やはりいけないと思うんですね。やはり、それをなくさないで市民の生命・財産を守って、市民の負託に応えようとするその士気は上がらない、現場体制も崩れていくというふうに思いますので、大切なことだと思います。ぜひ、そういう市長の思いの中で進められることを希望いたします。

次に、4番目ですが、いちき分遣所の存廃について伺います。

消防本部、消防署の職員数、今までずっとお尋ねしてきましたが、あるいは消防署と分遣所の勤務体制、消防車両の更新や消防資機材の整備等々についての答弁を踏まえれば、やはりいちき分遣所の存廃について慎重に検討して、その答えを出さなければいけないときが来ているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 現在、いちき分遣所は、最低人員3名の体制で勤務をしている状況であります。火災のときはタンク車で、救急のときは救急車で出動をしており、1隊出動をしますと、分遣所は無人の状況になります。

分遣所の取り扱いにつきましてはこれまでも取り上げられてきましたが、やはり消防体制の、今ずっと体制の充実強化を言っておられますが、消防体制の充実強化、合理化、そういうことを本格的に図る時期に来ているんじゃないかと考えております。したがって、現在、いちき分遣所と本署の統合を視野に入れた検討を進めているところであります。

**○17番（福田清宏君）** 我がまちの消防団は、団本部を中枢において、12個分団で組織構成をされておりますね。今日、この分団に配属されております消防車あるいは消防資機材はきちっと整備をされて、そして規律訓練や操法訓練、あるいは消防学校での研修等によって、団員の士気や技術は向上していると存じます。一旦火急あらば、第一線の放水は地元分団でとの心意気がみなぎり、消防精神は高揚していることに思いをはせれば、消防本部、消防団の現状と将来を鑑みて、早急にこの結論は出されるべき

であろうというふうに思います。重要課題として取り組まなければならないことであると思います。

この項は、これで終わります。

次に進みます。

三つ目は、公園整備についてであります。

西薩公園の便所の現状及び便所の建設とその時期について伺います。

いちき串木野市都市公園条例にある西薩公園の便所は、長い間、仮設が一つ設置されているだけだと見受けられます。少年野球チームの練習や対外試合等に、また高齢者のグランドゴルフに利用されております。青少年の健全育成や市民の健康増進のための公園として、便所を設置する時期であると存じますが、御見解をお伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** どんな施設であっても、どんな場所であっても、ましてや公の施設、公園というものは、トイレの整備、特に中でもきれいな整備というのは、私は一番大切なことだし人のマナーだと思っております。

西薩公園トイレの建設とその時期につきましては、現在、この公園には、お述べになられましたとおり、仮設トイレでスポーツ少年団からの要望で対応をしているところであります。そして、その仮設トイレを指定管理者のほうに管理委託をしている状況でありまして、都市公園のトイレの整備状態全体で申し上げますと、40カ所あるんですが、そのうちトイレを設置してある公園は26カ所です。残りの14カ所の公園が、実はまだ未設置であります。したがって、トイレの整備につきましては、利用頻度の高い箇所から整備を進めており、本年度は総合運動公園のテニスコート東側に、これは議会からも要望があり、トイレの建設中であります。

今、御質問の箇所である西薩公園のトイレの建設につきましても、やはりこれは利用頻度からいきますと、早急に建設を計画すべきだと考えております。

**○17番（福田清宏君）** さっき申しましたように、野球チームが常時使ったり、対外試合があったり、また高齢者のグランドゴルフも時として使っていたりというところでもありますから、ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。



次に、かもめ公園と西薩公園の夜間照明、ナイター施設の設置について伺いますが、あわせて公園使用の申請や倉庫等の占用の状況、さらには投光機設置と電気料金に関する補助金の有無について伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** かもめ公園並びにこの西薩公園の利用状況につきましては、昼間はグランドゴルフ、夕方からは小中学生のスポーツ少年団が主に使用をしている状況であります。

夜間照明につきましては、それぞれの団体が投光機を用いて練習を行っており、電気料金につきましても、それぞれに九電と契約をして支払いをしている現状であります。夜間照明設備の設置については、現在の少年団の活動が行える時間帯を考えると、今のところ難しいと考えております。日没後に長い時間を利用する場合は、夜間照明設備のある総合運動公園や長崎鼻公園の利用をお願いしたいと考えております。

次に、この倉庫等の設置につきましては、条例に基づき占用申請を提出していただき、青少年育成という目的から減免で許可を出しているところであります。これが今の現状であります。

**○17番（福田清宏君）** ナイター施設は難しいということではありますが、中でも投光機に係る電気料金ですね、九電と契約しているということでもありますけれども、青少年教育の難しい中で一生懸命やっておいでの方からすれば、幾ばくかの補助金があってもいいのかなという思いがいたしましての質問であります。

今のところは補助金がないということですが、その占用許可をいただきながら、きちんとしてそういう活動の一環としてやっていらっしゃる団体でありますので、そういう意味からは電気代に関する補助金の幾ばくかでもあればありがたいのかなという思いであります。

この項を終わって、先に行きます。

次の四つ目は、体育施設についてであります。

多目的グラウンドのフィールド内に芝生を張った効用はどのようなことが考えられますか。伺います。

なかなか、聞き取りのときも端的に難しいなとい

う答えがあったというお話でありましたので、次までひとつ含めてですね、この芝生の中の地面はスパイクやらでこぼこなんですね。凹凸がいっぱいなんですけど、これは多目的グラウンドということで、各種競技がなされるために荒れているというふうに理解すれば、そのままの姿だと思います。ですが、グラウンド整備の観点からも考え合わせると、芝生はあったほうがいいのか、なくてもいいんじゃないかなかなという思いがして、今回のこの質問をしたようなことでもあります。伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 多目的グラウンドのフィールド内の芝生の効用についてでございます。

芝生を施工した目的は、利用者が利用しやすく、けがをしないように配慮するとともに、また周辺にも配慮して、砂ぼこりの防止とかあるいは光の照り返し防止、さらにはヒートアイランド状況対策などを考慮して、芝生施工を実施したところでございます。

なお、施工したティフトン工法は、プロのサッカー場や国立競技場など多くのフィールドで施工してある手法でございます。季節に合った芝生を生育させ、常に芝のダメージから回復させることができやすく、年間を通して緑色を保つことが期待できるということで施工したところでございます。

また、今後のグラウンド整備につきましては、施工時の芝の効用等も踏まえながら、利用者が利用しやすいグラウンドを目指しまして整備しているところでございます。多目的グラウンドは完成から今年で13年目を迎えておりまして、年間、おおむね5万人程度ずつの利用がございまして、フィールド内の芝生につきましては、先ほどもありましたけれども、なるだけ凹凸ができないように、また、長寿命化できるように、つまり長もちできるようにという意味でございますが、さらに工夫を凝らして取り組み、皆様の御意見等を活かしながら、施設の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○17番（福田清宏君）** 効用等、整備の観点からの答弁をいただきましたけれども。

次に入りますが、芝生をグラウンドの周辺に移植することということでお伺いをいたします。

多目的グラウンドであるがゆえに、フィールド内の芝生の地面は、さっき申しましたようにスパイク等でもうでこぼこです。凹凸が激しくて荒れてます。管理棟の前の地面は、グラウンドゴルフやゲートボールの競技場として芝生がないので、うまく競技場として使っているんです。そういうことを踏まえて、芝生を移植という範囲をバックネットとバックネットを結ぶライン、あるいはベンチの前のラインぐらいまでフィールド内の芝生を移植してしまえば、グラウンド内から芝が消えるのではありませんが、フィールド内の芝生がなくなった分、地面丸出しですから、整備もまともにでこぼこの整備をできるし、そういう意味で、今回、こういう質問をしております。

そしてまた、芝生を外すことで地面のでこぼこがなくなることもありますし、各種団体の使い道もまた増えるんじゃないか。あるいは、芝生を中心じゃなくて周囲に移すことで、幼児を持つ保護者が芝生の上でまたスポーツに近い遊びもできるんじゃないだろうか。そういうこととあわせて、グラウンドの整備が管理面からも容易になる。そういうことを考えますと、フィールド内の芝生は移植したほうがいいのではなからうかと思つての質問であります。再度、御見解をお伺いいたします。

**○教育長（有村 孝君）** ただいまの多目的グラウンドのフィールド内の芝生の移植についてでございますが、今、福田議員がおっしゃいますように、本当に今よりもさらに多目的に子供の遊び場としても使えるんじゃないかと、幅広く利用できるという御意見、ごもつともでございますけれども、多目的グラウンドは御承知のとおり、先ほども申しましたけれども、開場から13年目を迎えたばかりでありまして、現時点におきましては芝生の移植については考えていない状況でございます。

ただ、今後しばらくは、施設や芝生の維持管理などに努めまして、工夫を凝らしながら、利用者が使いやすい施設として管理・運営していきたいとは考えております。福田議員がおっしゃいますように、今後はいろいろな施設を研修、視察いたしまして、芝生の移植も検討事項等を含めまして、芝生の効用

などを考慮しながら、多目的グラウンドの長寿命化に取り組んでいきたいと考えているところであります。一つの参考意見としてはお聞きしておきたいと思つています。大変貴重な御意見をいただきました。

**○17番（福田清宏君）** グラウンドに行くたびに目にして、あるいは芝の中に入ってそんな思いが募つておりましたので、あえてこういう形で質問させていただきました。いずれにしても、移植をする日が来るんじゃないかなという思いもしておりますが、御検討方を御期待申し上げます。

次に進みます。

五つ目は、文化祭等についてであります。

文化祭の案内の意味も含めて、プログラムを各家庭に配布できないか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 文化祭の案内について御質問がございましたが、文化祭のプログラムにつきましては、以前は広報紙に折り込んで各家庭に配布していたところでございます。その後、広報紙に折り込んだ場合、市民の方々が気づきにくいのではないかという意見等もございまして、折り込みチラシではなくて、広報紙の紙面に掲載するようにいたしました。

**○17番（福田清宏君）** 数年前にもこの質問をしたんです。今、教育長が答弁されましたように、プログラムを広報紙に入れるのをやめて紙面に移して、それから数年たった中で質問をしたことがあります。何も変わらずに現在まで来ております。

そういう中で、広報紙にプログラムが入っていたころのほうが観客動員はあったんじゃないかという思いで、今回また、1回目がだめだったからという意味ではありませんが、再度、またプログラムを折り込んで、そしてそれを持って会場に来ると。あるいはそのプログラムであれば、どういう人たちが出るんだなというところまでわかるわけですね。広報紙の場合は、何々があるよという紙面でしかスペースのとれないわけですから。

そういうこともあって、やはりせつかくの文化祭、観客の動員が欲しいなと思うことから、広報紙に文化祭のプログラムを挿入したら、もう一遍動員数は上がらないのかな、そういう思いで質問をしております。

ますが、再度、お答えをいただきたいと思ひます。

**○教育長（有村 孝君）** 従来配布していたプログラムというのは、当日配布する具体的ななどいいましようか、詳細な出演種目内容等が掲載されているプログラムではございませんで、チラシとして配っていたのも、出演団体のみがわかるような、もちろん順序はわかります。2日間にわたる出演順序はですね。そういったような大まかなプログラムでございました。今度はそれを正式なプログラムにして事前に配布するとなりますと、11月の上旬に文化祭を開くとするならば、10月20日号の中に折り込んでいかないと間に合わないわけでございます。ところが、10月の20日号に折り込むためには、どうしてもプログラムの具体的な内容、種目、あるいは団体名、そういうものをきちっと確定する必要があります。それまでに、しかし、現実的にはなかなか出演団体は、種目を絞り切れなかったり、あるいはまた変更等が直前までありまして、10月の20日に折り込むためには、9月中にプログラム、チラシをつくり上げていかないと、日程的に不可能でございます。したがって、今までやったように10月20日の広報あるいはチラシを入れるにしても、簡易なプログラムしか掲載できないということでございます。

もちろん、今、議員が言われるように、20日まで詳細な、当日配布するような全てが掲載されているようなプログラムが配布できれば、非常にこれは今よりも観客動員数も上がるし、また、いろいろな広報にも役立つと思うんですけども、物理的にちょっとそこが9月いっぱいにて決めてもらわないと20日の締め切りに間に合わないということでございます。今年も20日のチラシ、あるいは広報に掲載するか、いずれにしても、そういう詳細なプログラムではなくて、簡易なプログラムの掲載しかできないということが現実でございます。

**○17番（福田清宏君）** 当日に配布するのと同じものということ、今言われたようにできないと思ひます。けれど、その日のできる範囲でいいじゃないですか。9月いっぱいではないと10月20日号に間に合わないって、そんな20日も要りますか、今のパソコンのある時代に。印刷屋に出すんですか。出さん

でもいいでしょう。下の印刷室でできますがね。やってるじゃないですか、ほかのところもみんな。行政嘱託員さんの会に間に合えばいいわけでしょう。そう思ひますがね。だから、そのぎりぎりの日までわかるものは掲載する、そういうことでもいいと思ひんですが、やはりそういう折り込みがあったよということ注意を喚起するということ。何もしないでいいんですよ、別に。けれど、せっかくの文化祭なのに会場がらじゃあ、主催する側としてどうですか。寂しくありませんか。これを入れることで必ず上がると思ひません。けれど、1人でも2人でも増えればいいじゃないですか。大した経費じゃないでしょう。ほとんど紙代ですがね。輪転機でしたらインク代は知れてますがね。そういう思ひがしてのことです。

だから、私たちが小さいころに「かもて構わんごっよ」という言葉がありますね。それでもよかったですよ。見ぬふりをしていけばそれでいいんですが、余りにも観客数が少ないのを見ると、何か工夫をせないかんとじゃなかったかと、その一つとして、こういう工夫はどうですかということ今、お尋ねしているわけであって、やらんと言われりゃあ、やらんで終わりです。

はい、次に行きます。

文化祭の出演団体、あるいは団体者の予行演習に対しての配慮、すなわち予行演習の時間や照明等、文化祭当日のプログラムに従っての予行演習が十分にされているか伺ひます。団体からの「十分でない」という声をもとにこの質問はいたしておりますので、御回答ください。

**○教育長（有村 孝君）** 文化祭は市民の方々が日ごろから練習した成果を発表する、大切な場でございます。出演する方々は、文化祭に向けて日ごろからそれぞれの練習を頑張っておられることと思ひます。

市や文化協会といたしましても、日ごろの成果を十分に発揮していただけるよう、当日の音響や照明担当の業者に立ち会っていただきまして、事前打ち合わせや音合わせを中心に実施しているところでございます。しかしながら、今、御指摘がありました

ように、出演団体の数が多いために、種目によっては限られた時間内での通し練習ができない場合等があったかと推察しているところでございます。今後も、文化協会の皆様と協議をしながら、さらに検討してまいりたいと思います。各団体、持ち時間が20分という制限の中での予行練習でございますので、そこらあたりもまたいろいろ御批判もあったんじゃないかなと考えているところでございます。

**○17番（福田清宏君）** 私はこれ、事前に十分打ち合わせれば済む話じゃないのかというのが基本的にあって質問してます。1日20分で、聞き取りのときは2日間というお話でしたので、40分あるんですよ。40分あったら、当日のプログラムに従っての予行演習は可能であろうと思うんですね、だけど、どこか歯車がかみ合っていないから、そういう声が上がってきているんだろうと思います。

ですから、やはり事前に打ち合わせをして、そして音響や照明、そういう部署との打ち合わせもまたやって、そして当日を迎えるということが、やはり出演団体、出演者にとっては、晴れの舞台ですからね。せっかくの晴れの舞台ですから、今後もまた続けていけるように、そして今日の文化祭で発表できてよかったなと思えるような日になってほしい。そういう思いからすると、そういう不平が、不満が出てくることは、文化祭を続けて開催していくには支障になっているんじゃないかなと考えます。そういう意味で、この事前の打ち合わせを十分にやって、事前打ち合わせに来るところはもうはねていいと思いますよ。だから、十分に事前打ち合わせをやって、当日のプログラムに沿った予行演習ができるようにという思いではありますが、再度お答えください。

**○教育長（有村 孝君）** 出演者の予行演習につきましては、2日間の日程で行っております。1団体20分でございます。2日間で行っておりますけど、1団体の持ち時間は20分ということで、現在、実施しているわけですが、希望によって団体の割り振りを行っているところでございます。現状では、夕方から夜の時間帯の希望が多いために、出演者の代表者同士で話し合いを進めながら計画を立てて実施している状況でございます。午後6時から午後

9時あたりを希望する団体が多うございまして、そこで抽選とかいろいろ話し合いをしてもらって割り振っているという状況でございます。

今、ありましたように、確かに不平不満が出るのは、20分間の時間をオーバーしたり、あるいは遅刻者がおったりですね。そうしたら今度は次の団体にももちろん迷惑がかかるわけでございますが、そこらあたりをうまく調整できるように、今後は、文化協会とまたお話をしながら、職員ないしは文化協会の役員の方々にも立ち会ってもらおうと。今は、照明とか舞台装置の業者の方が指揮、指示をしているという段階でございますので、もうちょっと文化協会あるいは市の職員のほうも立ち会って、きちんと進行ができるようにしていきたいなと考えているところでございます。

**○17番（福田清宏君）** そのように、当日と同じような予行演習ができるように心がけていただきたいと思うことであります。

次に三つ目ですが、柳原白蓮の歌碑について伺います。

最近、柳原白蓮の歌碑の標柱が新しくなりました。「やなぎはら」が「やなぎわら」になっていましたり、白蓮の「びやく」が「百」だったんですが、これが「白」に改められておりました。そういう中でありますが、NHKの連続テレビ小説「花子とアン」の放映のおかげさまで、白蓮、本名宮崎燐子さんに興味を持ち、長崎鼻の歌碑に足を運ぶ人が多くなったようであります。

碑文や資料には、昭和32年の春、中国視察旅行の帰途、かねてより親交のあった元宮中女官、串木野市婦人会会長奥田のぶ女史並びに市婦人会の招聘による講演会后、この地、長崎鼻の絶景に魅せられて歌を残したとありますが、「右も海左も海の色蒼く」に続く、「沖の小島に想ひはふかし」。この後ろの「沖の小島に想ひはふかし」は、絶景に魅せられてというのには、ちょっと違和感がありました。そういう中で折に触れて開いた資料に、学徒出陣された息子さんの香織さんが終戦の4日前に戦死されたということを伝える記述がありまして、その亡くなった地は、あるインターネットによれば鹿屋であ

り、朝日新聞によれば串木野であり、南日本新聞であれば日吉と記述をされております。こういうことを思えば、この亡くなったことを思えば、この「沖の小島に想ひはふかし」と詠まれた心情が伝わるようで、味わい深いものがあるように思えてなりません。

この際、本市として改めてこの地を訪れる人の案内に役立つ説明文を作成する、まさにそのときであると思うんですが、いかがでしょうか。そういう作業は行われませんか。お尋ねをいたします。

**○教育長（有村 孝君）** この歌碑の解釈について市はどのように考えているかと、今後また、そういう作業は考えないかという、解釈の一本化といいたいでしょうか、そういう御意見もあると思いますが。

白蓮女史は講演会の後、長崎鼻を訪れ、歌碑に刻まれた歌をうたったと言われております。先ほど御紹介があったとおりの歌でございますが、歌詞の最後に「沖の小島に想ひはふかし」とありますけれども、これは昭和32年に鹿児島を訪れ、子息の墓参りをしたという当時の新聞記事等もございますけれども、それによりますと、眼前に広がる景色とともに、この地で戦死したと、先ほど3カ所挙げられましたけれども串木野か日吉か鹿屋かと、これは詳細、どれが事実かはっきりしませんけれども、新聞記事等によりますと、私が持っている実際墓参りをされたという記事もございますので、日吉町で墓参りをされた。墓守の方と一緒に、白蓮さんが講演の後に来て、墓参りをされましたという、手を合わせていらっしゃる場所もございます。ですから、日吉が考えられるのかなと思うんですけれども、少なくともこの地で、鹿児島で戦死した子息の死など、白蓮女史の胸中にはやはりさまざまな思いが去来して、このような歌となってあらわれたんじゃないかなと解釈をしているところです。市としまして、この歌につきましては、文献等をもとに、今後さらに研究してまいりたいと考えているところがございます。先ほどの、これらの作業を始めるかという、それについてもちょっと検討をさせていただければなと思っています。

確かに、朝ドラの「花子とアン」の影響で、葉山

蓮子役をしています仲間由紀恵さんですか、あの人が役をしている白蓮さんですけども、非常に有名になって、私のところにも電話が来たり、あるいは訪ねてみましたという声が聞こえてきます。これから、議員がおっしゃるように、まだまだ増えていけるんじゃないかなと。そしてまた、そこを紹介されるボランティアの方々、案内人の方々のためにも、市としてもまたいろいろな専門家と、また文化協会等とも連携しながら、考えて検討していきたいと考えているところでございます。

**○17番（福田清宏君）** 3カ所それぞれに理由づけがお亡くなりになった土地にはありますが、6月1日の南日本新聞の「南の本棚 文学の小径」。小径って漢字、辞書で引いたら出てきませんでした。

「小径」という、その意味が小道という。だけど、そういう意味でしょう。「こみち」という送り仮名が打ってありますが、新聞はですね。そこに、南日本新聞が32年2月に白蓮さんが日吉町を訪問された、その記事を翌12日付で載せたという記述がありますから、そういうことが私が目にする一番新しい記事じゃないかというふうには思っています。

いずれにいたしましても、教育長も今、申されましたように、市民あるいは観光ボランティアガイドも、それぞれが一体となって語り部となって案内できるように、説明できるような、そういったものを編集されることが望ましいんじゃないかと思っておりますので、ひとつ努力をお願いをしたいと思います。

次に、長崎鼻への車の乗り入れについて伺います。

長崎鼻周辺に首なし観音様がありますが、その東隣、こちらから行きますと左側ですが、広い空き地があるんですね。昔は重油のタンクやらが置いてあったんですが、今は空き地になっています。県有地なのかなと思いつつながら、その時々資材が置かれたり、いろいろな場所がありますけれども。そういう場所とか、あるいは首なし観音様を過ぎて少し行った右側のほうに、やはり同じような土地があります。そういう土地が利用できるものであれば、やはりそういうところに駐車場を確保をして、風光明媚な長崎鼻の絶景と言われております場所にあわせて、灯台あり、歌碑あり、串木野築港竣工記念碑あり、そ

ういう場所でありますから、行き交う人も多くなる中であっては、この自動車の乗り入れている現状というのは、やはりとめるべきではないのかなというふうに思うことであります。

長崎鼻灯台は、本年度の当初予算で購入をして、以後、整備保存していくということでありますから、そういうこともあわせて、御見解をお伺いをいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほども申しましたように、本当に観光振興といましようか、交流人口の増加にとりましても貴重な観光地になるだろうなど想像はできるわけでございますが、歌碑の周辺に駐車場を整備してはどうかという提案が今ございましたけれども、現在の歌碑周辺は、県が平成22年度に「魅力ある観光地づくり」を図る事業の一環で、駐車場として整備したものでございます。市としましても、今後は現在の場所を駐車場として活用していきたいと考えているところです。

なお、ちょっと整備できないかということにつきましては、今のところ、まだ平成22年度に整備しましたので、その事業を活用して駐車場として活用していきたいということで考えております。

**○17番（福田清宏君）** 今言われた整備した駐車場というのは、私が今申しました場所とは違うんですか。同じ場所ですか。

**○教育長（有村 孝君）** 歌碑の周辺です。今、議員が言われるのは下のほうですが、そこにつきましては今、検討をまだしていないところでございます。私が申しますのは上のほう、歌碑の周辺と。

**○土木課長（平石英明君）** 教育長のほうで駐車場のほうを御説明したわけでございますが、これは灯台のあります歌碑のあるところが、平成22年度に県のほうで駐車場の整備をしたところでございます。そして、現在も駐車場で活用しているわけでございますが、今おっしゃるように、手前のほうというのが、小瀬ドックさんのある前とか小瀬港のあります漁港施設の県有地のところだと思いますが、ここににつきましては、車の台数等が増えたりバスなどの大人数での観光があったときは、現在のさっき言いました灯台のある駐車場ではスペースが狭くて足りま

せんので、手前の広い県有地に車がとめられないか県と協議しまして、駐車場の要望をしてみたいと考えているところです。

**○17番（福田清宏君）** 駐車場として整備したところに車をとめちゃいかんということ自体、おかしな話になるんですけども。

ですが、東屋も建ってきれいに整備されました。車がいっぱい人で通れません。それをこの景勝の地だとか、史跡がいろいろあったりとか碑があったりでどうぞ行ってくださいと言ったって、歩きませんよ、人は。おかげさんでそういう状況になっています。ですから、遠い話じゃなくて、県の所有地ならば、さっき申しましたお観音さんの東隣、それから観音さんを左にしながら進んでいってすぐ右のほう、小瀬ドックさんの母屋のある手前。恐らく公共用地だろうと思う。左側は小瀬ドックさんの場所だと思うから、そこはだめです。だから、そういうことで駐車場を看板も立ててきちんとして、そして「上のほうには御遠慮ください」ということで入口に車どめをすとかという方策をとることがいいんじゃないかろうかというふうに思いますが、そういうような早急な動きというのはできないんでしょうかね。どうですか。

**○土木課長（平石英明君）** さっきも説明しましたが、灯台のところの駐車場が近くまで行けますから、高齢者の方、体の不自由な方、雨の日なんかは近くまで行けるということで便利であるわけでございます。ただ、今言われるように、スペースが四、五台ぐらいしかございませんので、手前のほうにとめる駐車場を、今後、県のほうに要望していきたいと。二つとも利用したいなという考え方でございます。

**○17番（福田清宏君）** 現場を見ていませんね。毎日、車がとまりっ放しなんですよ。観光客じゃないんですよ。それでもそのままにしておきますか。

私は観光の思いから、交流人口の思いから話をしていますのでね。魚釣りなのか何なのかわかりません。だけど、今言われた車椅子が上っていくスペースはないですよ。だから、車椅子は車椅子で上っていけるようなスペースをあげればよかじやなかですか、柵の中で。そういう配慮は当然してもらわなき

やいけません。だけど、今のまま車が上がっていくのは自由ですよという話は恐らく、今後、いろいろ問題を醸すであろうというふうに思います。だから早急に。それは双方することはなおいいでしょけれどもね。早急にその周辺に駐車場を設けることができるとするならば、やはりそういうふうに動いていただくことがよろしいんじゃないかというふうに思います。

地かえて祭りの日に、JRのウオークラリーがあるということは御存じですか。もう2年続いているんです、24年、25年と。それは神村学園前駅に下車して、照島神社、長崎鼻、それから串木野港からもめ公園をって会場に入るというコースなんです。観光ボランティアが案内していますが。観光案内所の要請です。そういうようなことが、今でさえもあるんですよ。

それと、仮にですね、これは駅からずうっと歩いてきますから、だんだん長崎鼻をこれだけ白蓮さんで売っていくと、バスが来て、バス1台の人たちがあそこを上っていったらおれませんか、ぎゅうぎゅう詰め。間に車がとまっていたら。そういうことを思って申しておりますので、どうかひとつそういう現状も調べながらですね、お願いしたいと思うことです。

そしてまた、今年の5月24日付でしたが、南日本新聞のひろば欄に「お越しく下さい 白蓮思い出の地」と題して、市の消防署の職員が寄稿していました。そしてまた、6月6日付の南日本新聞には、白蓮の歌碑の石、石材を手当てをされたという方の家族の写真と碑が載っていました。こういうことで、こういう新聞、メディアにもいろいろ取り上げられていくとすれば、なおさら早急にこの駐車場の整備は行って、そして、乗り入れを制限をしていくという姿になっていかないといけないのではないかと思います。

ぜひとも、そういう方向で実行をしていただきまますように切望いたしまして、以上をもって全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（下迫田良信君）** 以上で本日の日程は終了

しました。

---

△散 会

**○議長（下迫田良信君）** 本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午後3時07分